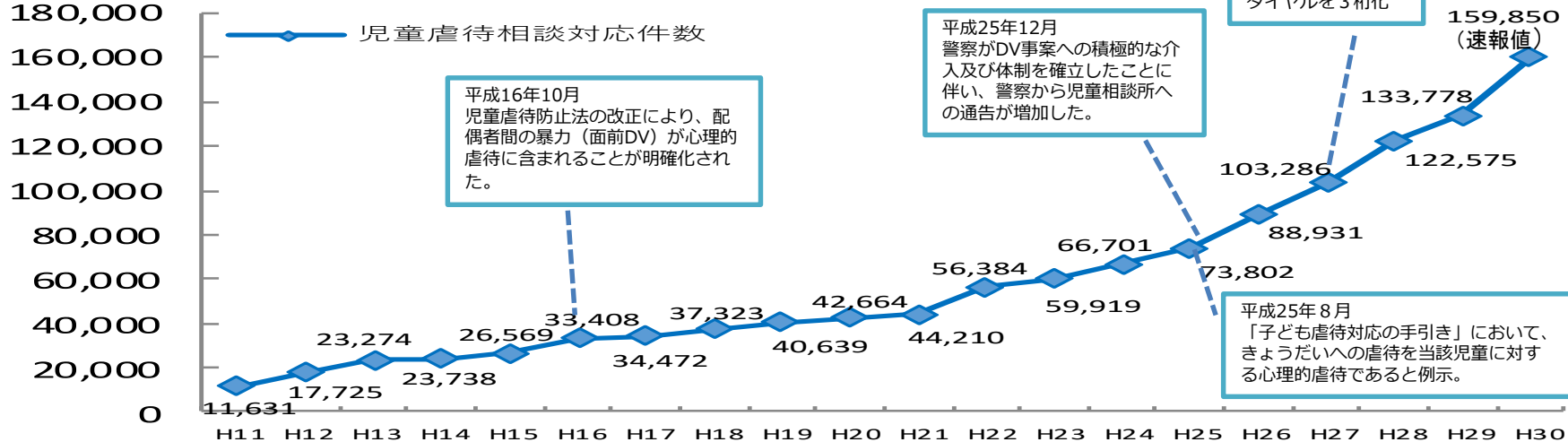


児童虐待相談の対応件数推移及び虐待相談の内容・相談経路

- 平成30年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数（速報値）は、159,850件。平成11年度に比べて約13.7 倍。
- 心理的虐待の割合が最も多く（55.3%）、次いで身体的虐待の割合が多い（25.2%）。
- 相談経路は、警察等（50%）、近隣知人（13%）、家族（7%）、学校等（7%）からの通告が多くなっている。

児童虐待相談対応件数の推移



○ 虐待相談の内容別割合

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総 数
平成30年度	40,256 (25.2%) (+7,033)	29,474 (18.4%) (+2,653)	1,731 (1.1%) (+194)	88,389 (55.3%) (+16,192)	159,850 (100.0%) (+26,072)

○ 虐待相談の相談経路

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	その他	総 数
30年度	11,178 (7%) (+1,514)	2,313 (2%) (+142)	21,449 (13%) (+4,467)	1,414 (1%) (+296)	8,331 (5%) (+705)	230 (0%) (+12)	216 (0%) (+48)	3,542 (2%) (+343)	2,440 (2%) (+394)	79,150 (50%) (+13,095)	11,449 (7%) (+2,168)	18,138 (11%) (+2,888)	159,850 (100%) (+26,072)

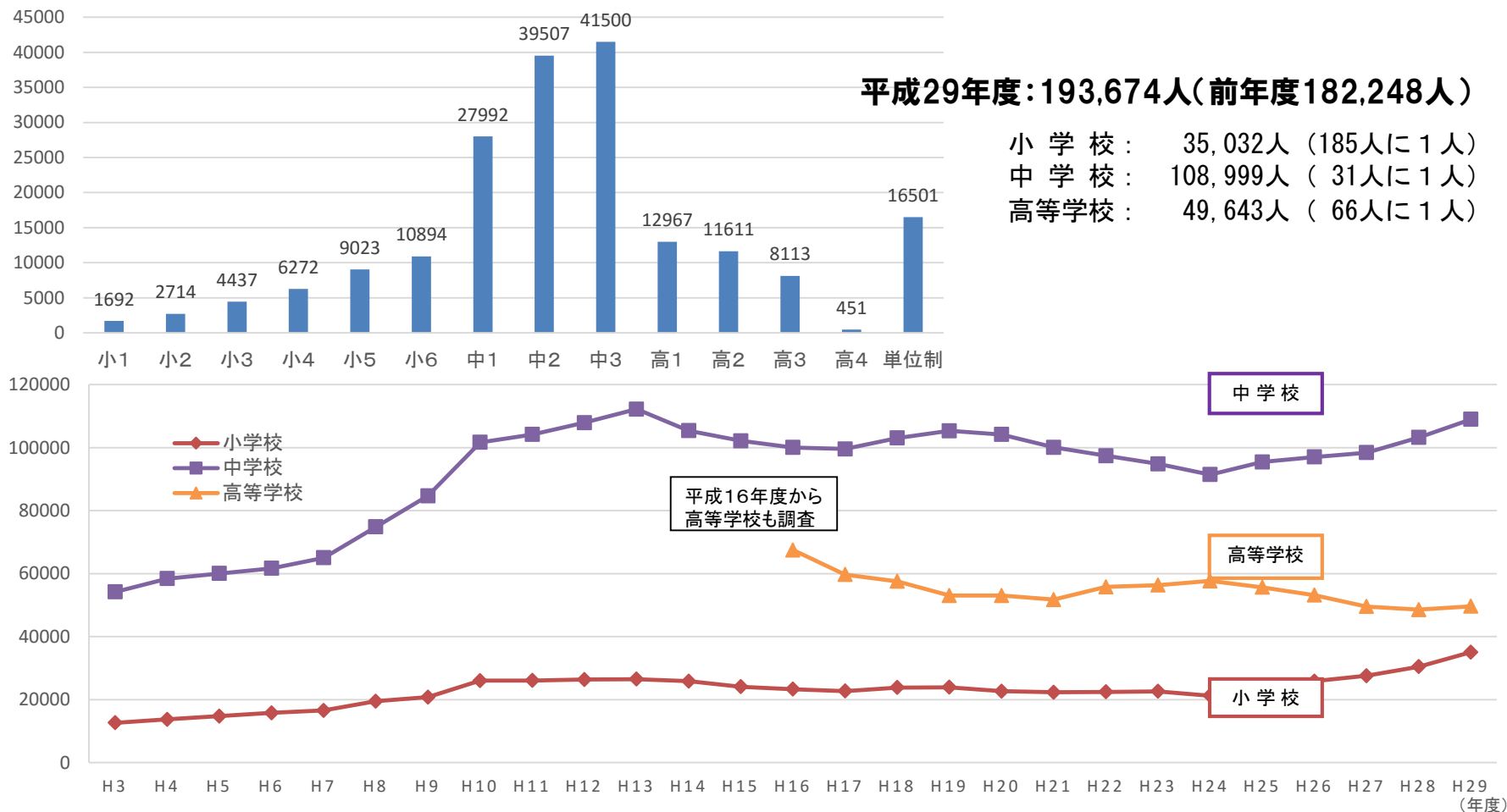
特別支援教育の現状

障害のある子供に対し、多様な学びの場において、少人数の学級編制、特別の教育課程等による適切な指導及び支援を実施。

	特別支援学校	小・中学校等	
		特別支援学級	通級による指導
概要	障害の程度が比較的重い子供を対象として、専門性の高い教育を実施	障害の種別ごとの学級を編制し、子供一人一人に応じた教育を実施	大部分の授業を在籍する通常の学級で受けながら、一部の時間で障害に応じた特別な指導を実施
対象障害種と人数 (平成29年度)	視覚障害 (約5,300人) 聴覚障害 (約8,300人) 知的障害 (約128,900人) 肢体不自由 (約31,800人) 病弱・身体虚弱 (約19,400人) ※重複障害の場合はダブルカウントしている 合計：約141,900人 (平成19年度の約1.3倍)	知的障害 (約113,000人) 肢体不自由 (約4,500人) 病弱・身体虚弱 (約3,500人) 弱視 (約500人) 難聴 (約1,700人) 言語障害 (約1,700人) 自閉症・情緒障害 (約110,500人) 合計：約235,500人 (平成19年度の約2.1倍)	言語障害 (約37,600人) 自閉症 (約19,600人) 情緒障害 (約14,600人) 弱視 (約200人) 難聴 (約2,200人) 学習障害 (約16,500人) 注意欠陥多動性障害 (約18,100人) 肢体不自由 (約120人) 病弱・身体虚弱 (約30人) 合計：約109,000人 ※公立小・中 (平成19年度の約2.4倍)
幼児児童生徒数 (平成29年度)	幼稚部：約 1,400人 小学部：約41,100人 中学部：約30,700人 高等部：約68,700人 全児童生徒の0.7%	小学校：約167,300人 中学校：約 68,200人 全児童生徒の2.4%	小学校：約97,000人 中学校：約12,000人 全児童生徒の1.1% 高等学校は平成30年度から開始
学級編制定数措置 (公立)	【小・中】1学級6人 【高】 1学級8人 ※重複障害の場合、1学級3人	1学級8人	【小・中】13人に1人の教員を措置 ※平成29年度から基礎定数化 【高】 加配措置
教育課程	各教科等に加え、「 自立活動 」の指導を実施。障害の状態等に応じた弾力的な教育課程が編成可。 ※知的障害者を教育する特別支援学校では、他の障害種と異なる教育課程を編成。	基本的には、小学校・中学校の学習指導要領に沿って編成するが、実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考とした特別の教育課程が編成可。	通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に替えた特別の教育課程を編成。 【小・中】週1～8コマを標準 【高】年間7単位以内
それぞれの児童生徒について 個別の教育支援計画 （家庭、地域、医療、福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で教育的支援を行うための計画）と 個別の指導計画 （一人一人の教育的ニーズに応じた指導目標、内容、方法等をまとめた計画）を作成。			

不登校の現状

小・中・高等学校における、不登校児童生徒数は、小学校35,032人(185人に1人)、中学校108,999人(31人に1人)、高等学校49,643人(66人に1人)となっており、合計で、193,674人(前年度182,248人)となっている。



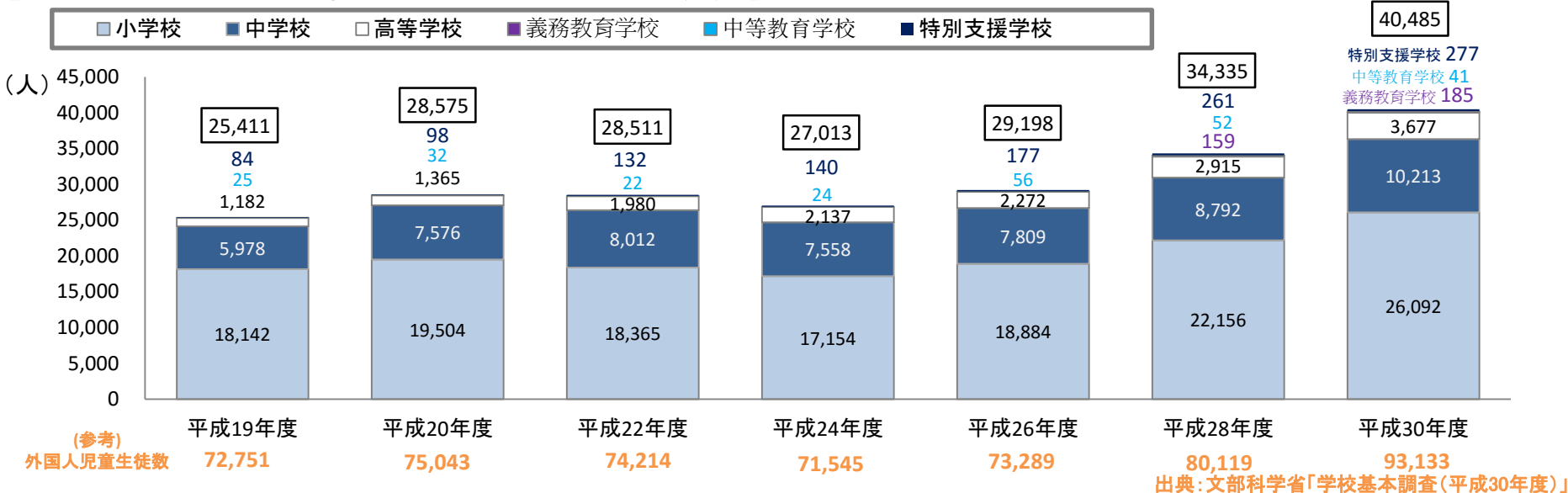
(注) 不登校の定義は、年間30日以上欠席した児童生徒のうち、病気や経済的な理由を除き、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者」

(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(平成29年度)

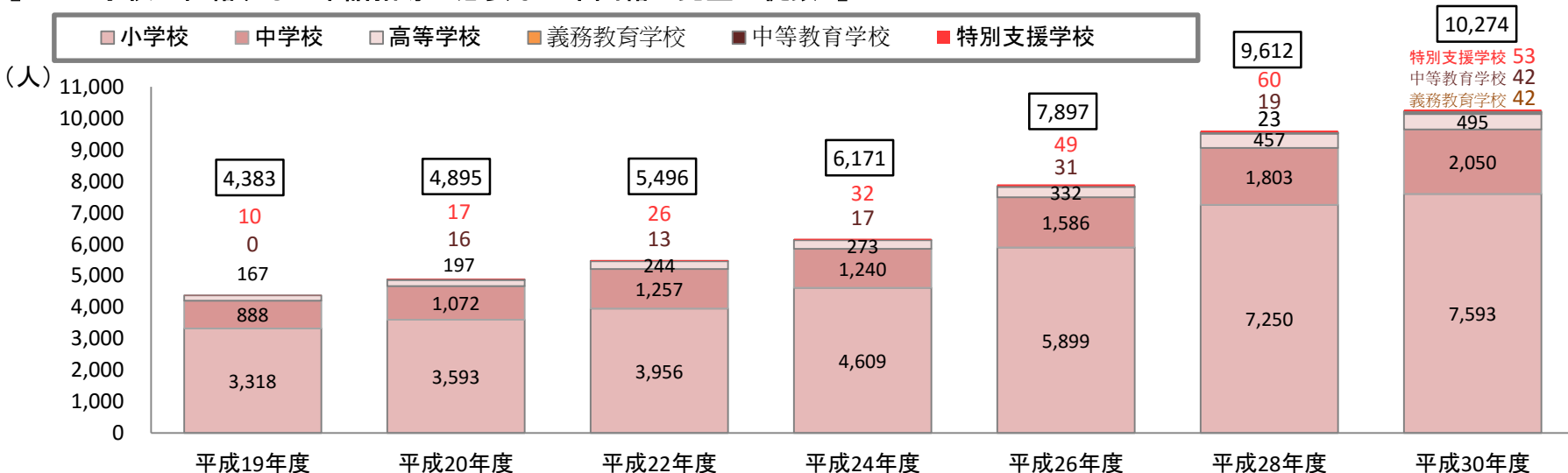
公立学校における日本語指導が必要な児童生徒の現状

- ① 公立学校に在籍する外国人児童生徒の約4割が日本語指導を必要としており、増加傾向。
- ② 日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒も近年急増している。

【 公立学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒数 】 出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査（平成30年度）」



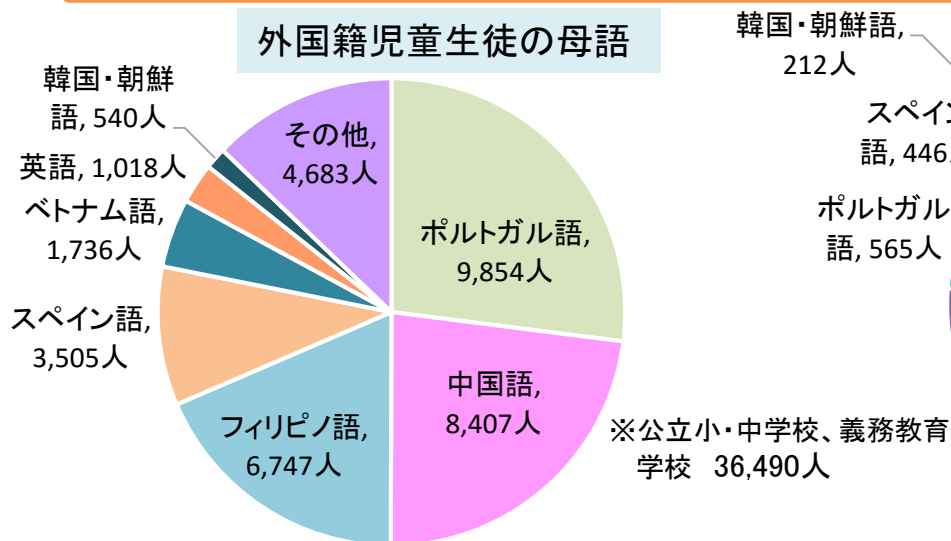
【 公立学校に在籍する日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数 】



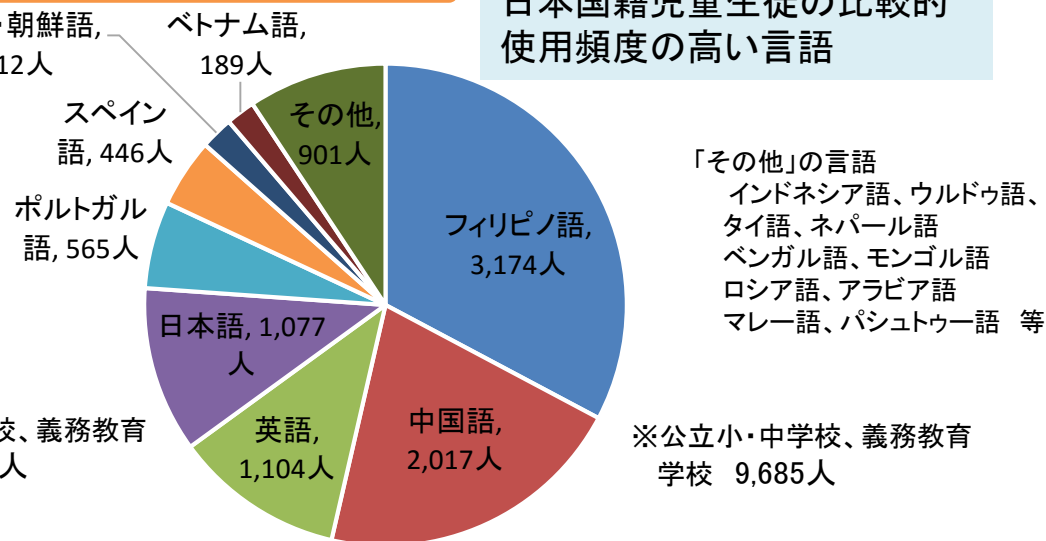
帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状①

① 日本語指導が必要な児童生徒は多様化している

外国籍児童生徒の母語



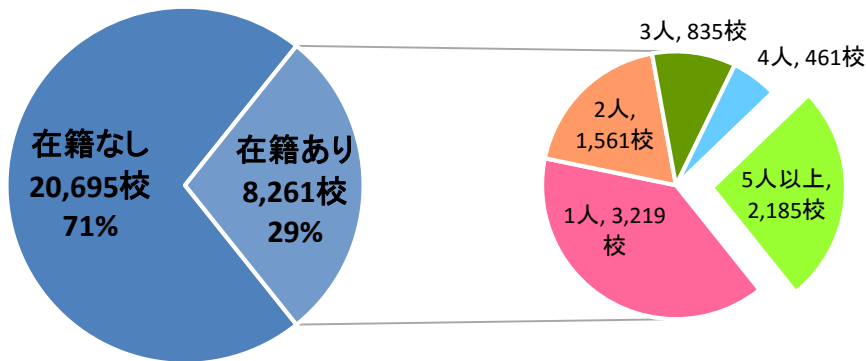
日本国籍児童生徒の比較的使用頻度の高い言語



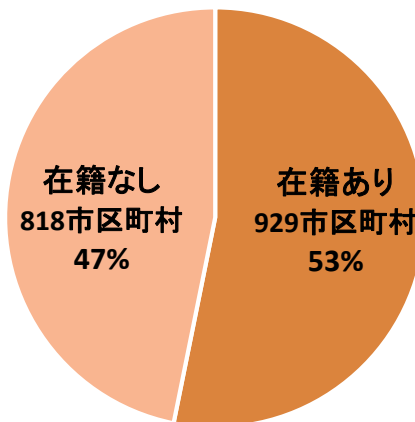
② 日本語指導が必要な児童生徒は集住化・散在化の傾向がみられる

公立小・中学校に日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校数

(公立小・中学校 28,956校)



公立小・中・高等学校等に日本語指導が必要な児童生徒が在籍する市町村数



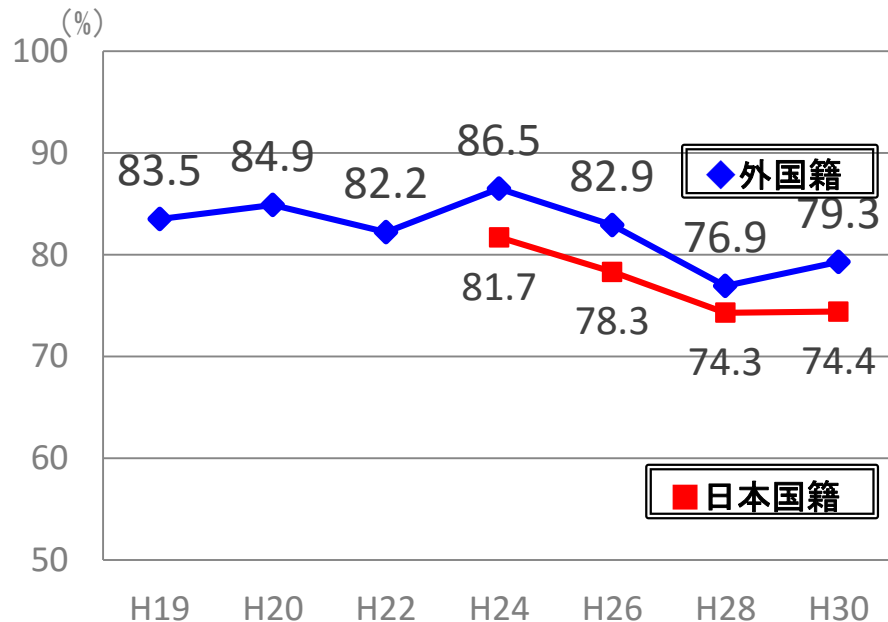
帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状②

- 日本語指導が必要な児童生徒のうち、特別な指導（教科の補習等）を受けている割合は、外国籍の者で79.3%（2.4%増）、日本国籍の者で74.4%（0.1%増）となっている。

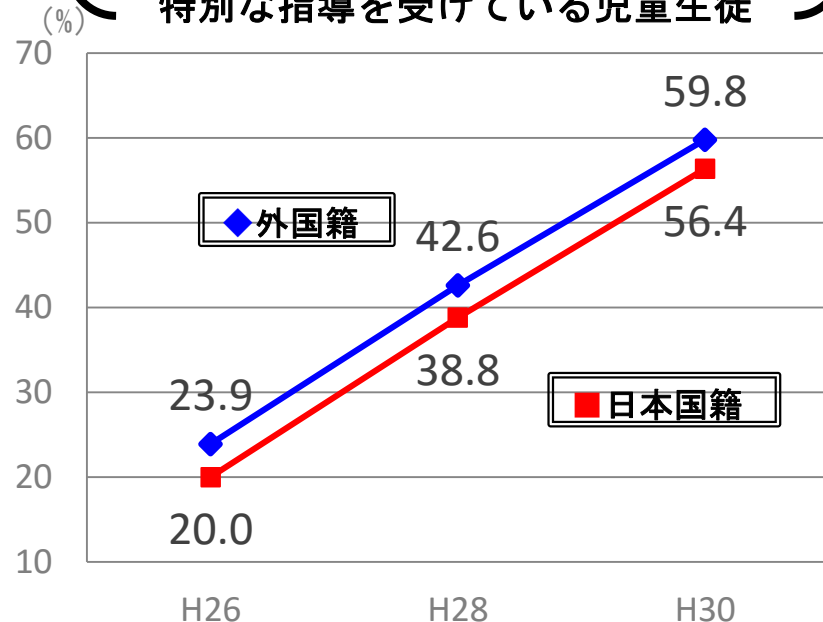
このうち、小中学校において一人一人に応じた指導計画の作成・評価を行う「特別の教育課程」(*)を編成・実施して日本語指導を受けている割合は、それぞれ59.8%（17.2%増）、56.4%（17.6%増）となっている。

※ 平成26年度から導入され、在籍学級以外の教室などで行われる特別の指導を指す。

特別な指導を受けている児童生徒
日本語指導が必要な児童生徒



「特別の教育課程」による日本語指導
を受けている児童生徒
特別な指導を受けている児童生徒



外国人の子供の就学状況等調査結果(速報値)

調査基準日: 原則として令和元年5月1日

(1) 就学状況の把握状況

I 学齢相当の外国人の子供の人数(住民基本台帳上の人数) 124,049人

II 学齢相当の外国人の子供の就学状況の把握状況(下表)

III 不就学の可能性があると考えられる外国人の子供の数を単純合計すると(③+⑤+⑥)、19,654人となる。(さらに④を加えると22,701人。)

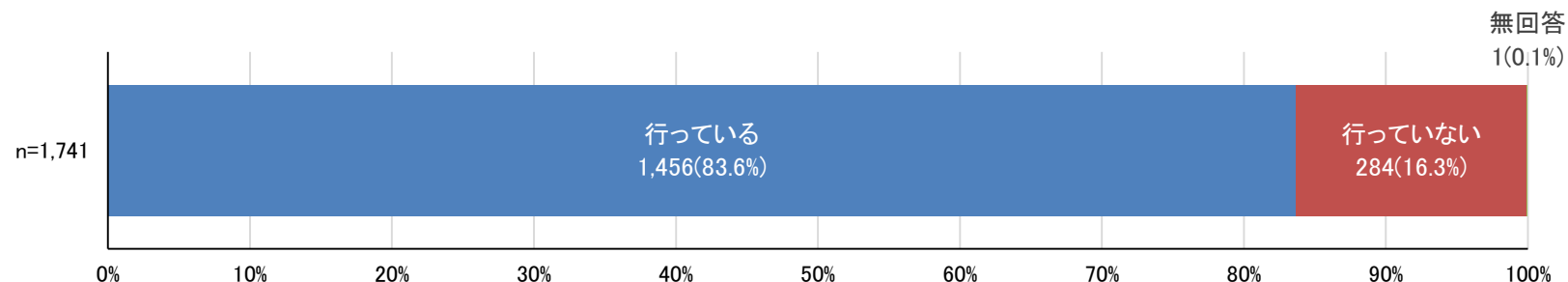
区分	住民基本台帳上の人数	市町村教育委員会から報告のあった人数						(参考)
		就学者数		③ 不就学	④ 出国・転居 (予定含む)	⑤ 就学状況 確認できず	計 (人)	(※3) ⑥住民基本 台帳上の人 数との差(人)
		①義務教育 諸学校	②外国人 学校等					
小学生相当 計	87,164	68,246	3,361	648	2,220	5,976	80,451	6,746
(構成比)		(84.8%)	(4.2%)	(0.8%)	(2.8%)	(7.4%)	(100.0%)	
中学生相当 計	36,885	28,149	1,643	352	827	2,792	33,763	3,140
(構成比)		(83.4%)	(4.9%)	(1.0%)	(2.4%)	(8.3%)	(100.0%)	
合計	124,049	96,395	5,004	1,000	3,047	8,768	114,214	9,886
(構成比)		(84.4%)	(4.4%)	(0.9%)	(2.7%)	(7.7%)	(100.0%)	

※ ④には、出国者も多く含まれるが、国内転居の後に不就学状態になっている者も含まれている可能性がある。他方、⑤、⑥には、実際には就学者も含まれている可能性があると考えられる。(今回の調査は、あくまで市町村教育委員会が把握している外国人の子供の就学状況について調査を行ったものであるため、設置主体が当該市町村教育委員会とは異なる学校(国私立学校、外国人学校等、他市町村の学校)については、実際には在籍していても、当該市町村教育委員会がその状況を把握していないなど、実際の在籍状況とは異なる場合もあり得る。)

※ 上表の「計114,214人」と「⑥9,886人」を足しても「(1) I 124,049人」にならないのは、⑥の算出に当たり、(1) I で無回答だった地方公共団体の①～⑤の人数を除いているためである。

(2) 住民登録手続きの際の就学案内の実施状況①

※ 外国人が住民登録に係る手続きを行う際、併せて就学案内を行う地方公共団体の状況



(3) 住民登録手続きの際の就学案内の実施状況②

(複数回答) n=1,456((2)で「行っている」と回答)

ア 就学希望の有無に関わらず、全ての者に就学に関する説明を行っている



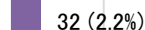
イ 就学希望の有無を尋ね、希望がある場合には、就学に関する説明を行っている



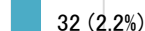
ウ 就学希望の有無を尋ねることはしていないが、先方から就学希望があった場合には、就学に関する説明を行っている



エ 就学に関する資料配布のみを行っている

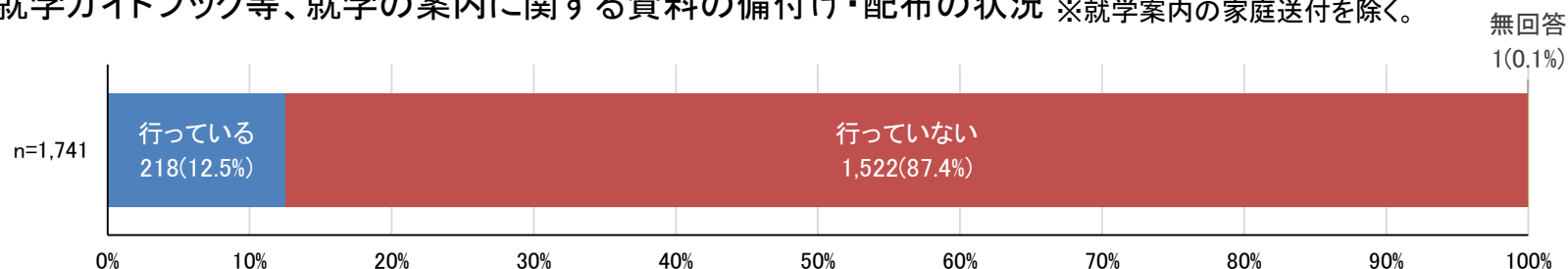


オ その他

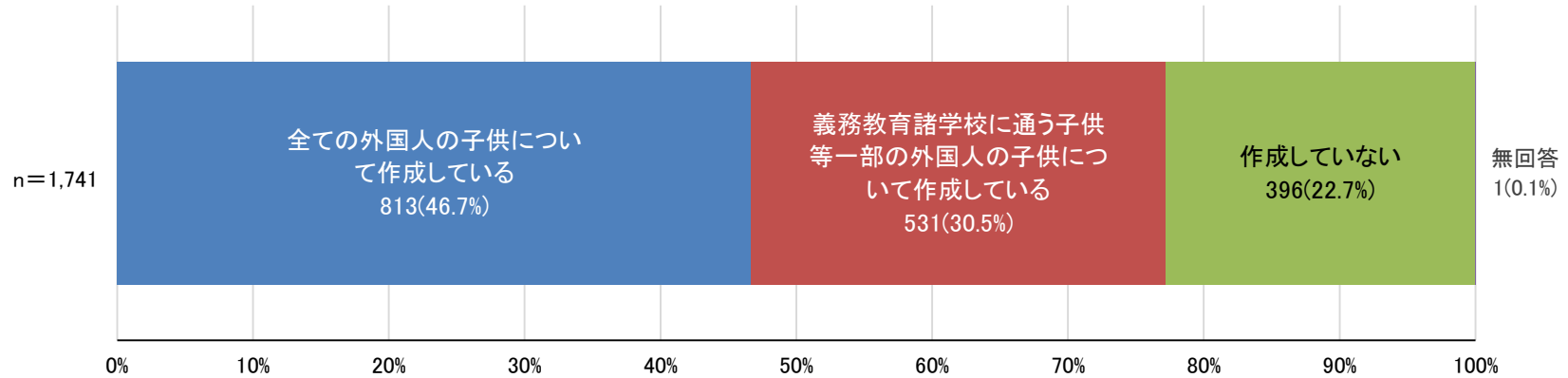


回答地方公共団体数

(4) 就学ガイドブック等、就学の案内に関する資料の備付け・配布の状況 ※就学案内の家庭送付を除く。

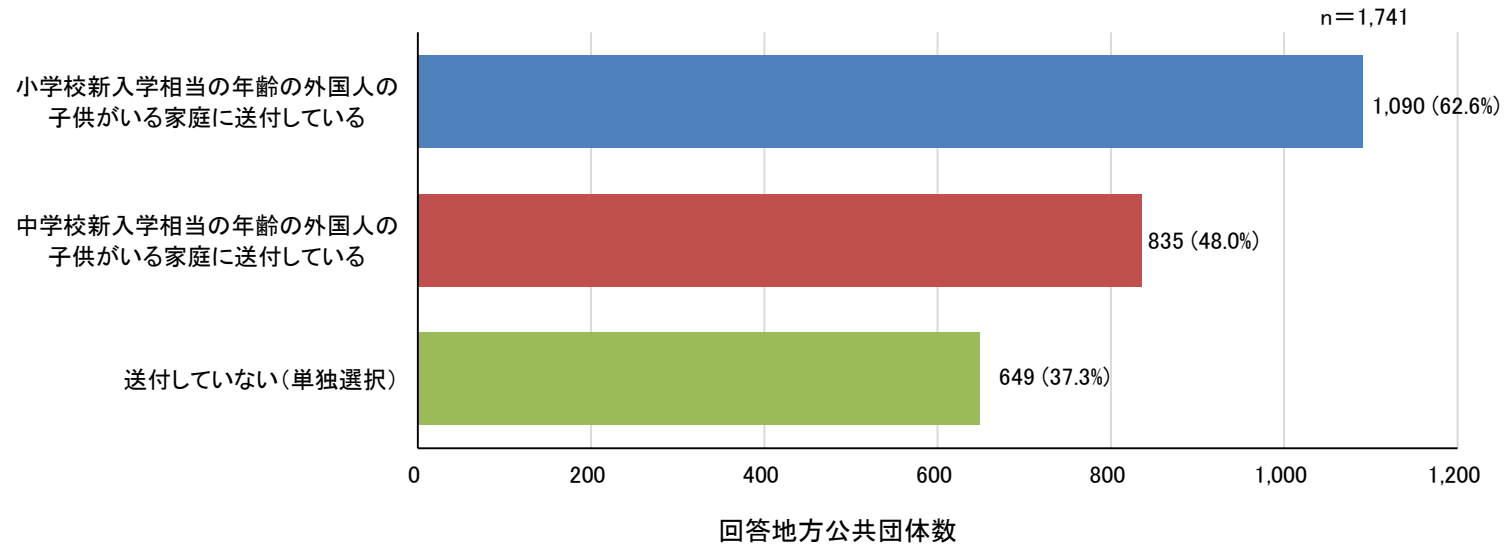


(5) 学齢相当の外国人の子供に係る学齢簿に準じるものの作成状況



(6) 就学案内の送付状況 (複数回答)

※ 外国人の子供がいる家庭に対する就学案内の送付状況



(7) 指導体制の整備状況

①教育委員会における、日本語指導が必要な外国人児童生徒等の受入に係る指導体制の整備状況 (複数回答)

n=1,741

	選択肢	回答数	構成比(%)
ア	一定域内で初期日本語・適応指導教室や日本語・教科統合指導などの取り出し授業を行うための「拠点校」を設置し、域内の日本語指導が必要な児童生徒が通級を行う	108	6.2
イ	一定域内で初期日本語・適応指導教室や日本語・教科統合指導などの取り出し授業を行うための「拠点校」を設置し、担当教員が拠点校での指導に加え、拠点校以外の学校へも巡回指導を行う	96	5.5
ウ	日本語指導の支援者や母語支援員等が域内の学校を巡回して指導・支援を行う ※(イ)のケースを除く	285	16.4
エ	学校に配置(複数校を巡回するものを除く)した外国人児童生徒等教育担当教員や日本語指導の支援者、母語支援員が指導・支援を行う ※(ア)(イ)のような「拠点校」方式によるものを除く	491	28.2
オ	外国人児童生徒等教育担当教員が配置されていない学校において、ICT等を活用した遠隔教育を実施している	7	0.4
カ	教育委員会等に、外国人児童生徒等教育の指導内容等の研究開発・提供、教員・支援員の配置・研修等についてのコーディネートを行うための組織を設置している	109	6.3
キ	特段の指導体制を整備していない(単独選択)	891	51.2
ク	その他	128	7.4

「ク その他」記載例:

市の教育センターに日本語教室を設置／市の「教育支援員」や「英語推進アドバイザー」が、児童生徒と保護者が文化について理解したり生活習慣を身に付けるための支援を実施／個別に対応／外部の日本語指導団体や国際交流協会と連携／教育委員会が独自に初期適応支援教室を設置／翻訳機能付きタブレット端末等の整備 等

②特段の指導体制を整備していない場合の理由 (複数回答)

n=891(①でキを選択)

	選択肢	回答数	構成比(%)
ア	所管する学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒等がいない又は少ない	825	92.6
イ	通常の学級において必要な支援ができています	66	7.4
ウ	どのような支援を行うべきか分からない	39	4.4
エ	人員や予算が不足している	132	14.8
オ	その他	25	2.8

「オ その他」記載例:

状況に応じ個別に指導／自費で日本語学校へ通っており日本語が理解できている／県による支援を活用している 等

教員勤務実態調査（平成28年度）集計【確定値】

～勤務時間の時系列変化～

- 「教育政策に関する実証研究」の一環として、教員の勤務実態の実証分析を平成28～29年度の2か年で実施し、平成29年4月28日に速報値を公表。（調査期間：H28年10月～11月のうちの1週間。対象：小学校400校、中学校400校（確率比例抽出により抽出。）に勤務する教員。）
- 前回調査（平成18年度）と比較して、平日・土日ともに、いずれの職種でも勤務時間が増加。

● 教員の1日当たりの学内勤務時間（持ち帰り時間は含まない。）（時間：分）

平日	小学校			中学校		
	28年度	18年度	増減	28年度	18年度	増減
校長	10:37	10:11	+0:26	10:37	10:19	+0:18
副校長・教頭	12:12	11:23	+0:49	12:06	11:45	+0:21
教諭	11:15	10:32	+0:43	11:32	11:00	+0:32
土日	小学校			中学校		
	28年度	18年度	増減	28年度	18年度	増減
校長	1:29	0:42	+0:47	1:59	0:54	+1:05
副校長・教頭	1:49	1:05	+0:44	2:06	1:12	+0:54
教諭	1:07	0:18	+0:49	3:22	1:33	+1:49

※28年度調査の「教諭」については、主幹教諭・指導教諭を含む（主幹教諭、指導教諭は、平成20年4月より制度化されたため、18年度調査では存在しない。）。

※平成28年度の小学校教員のうち882人（12.5%）、中学校教員のうち719人（8.9%）が、土曜日・日曜日のいずれかが勤務日に該当している。

※18年度調査と同様に、1分未満の時間は切り捨てて表示。

● 教員の1週間当たりの学内勤務時間（持ち帰り時間は含まない。）（時間：分）

	小学校			中学校		
	28年度	18年度	増減	28年度	18年度	増減
校長	55:03	52:19	+2:44	56:00	53:23	+2:37
副校長・教頭	63:38	59:05	+4:33	63:40	61:09	+2:31
教諭	57:29	53:16	+4:13	63:20	58:06	+5:14

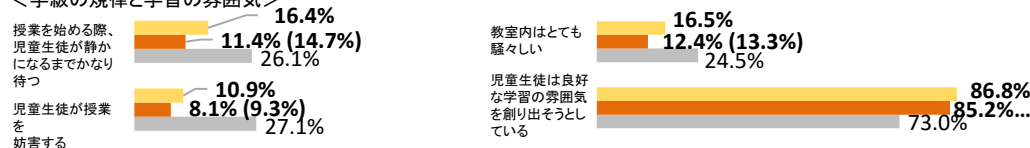
※28年度調査では、調査の平均回答時間（1週間につき小学校64分、中学校66分）を一律で差し引いている。

我が国の教員の現状と課題 - TALIS 2018結果より -

学級において規律が整っており、良好な学習の雰囲気がある。

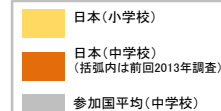
- 日本の小中学校教員の回答は、学級における規律や学習の雰囲気についてよい結果を示しており、中学校教員において、前回2013年調査と比べて一層よい結果となっている。

<学級の規律と学習の雰囲気>



TALIS 2018

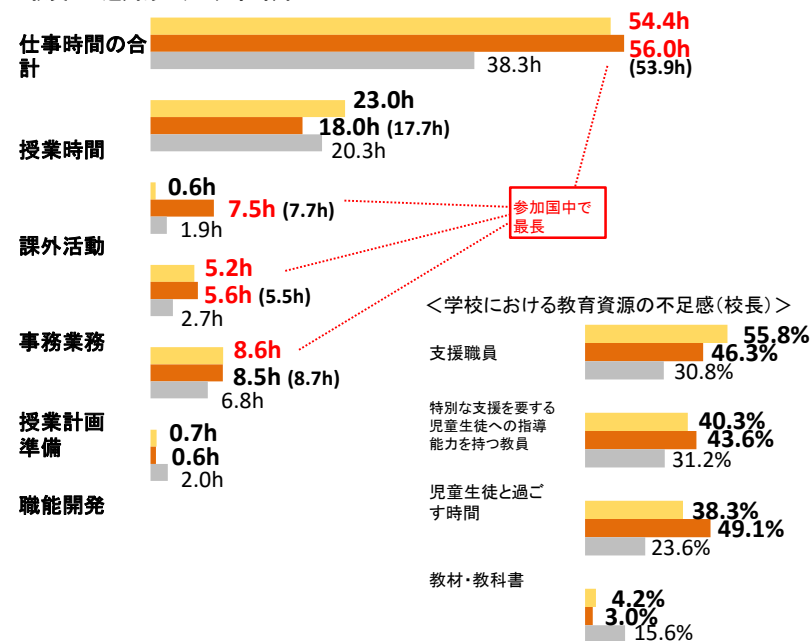
- OECD加盟国等48か国・地域が参加(初等教育は15か国・地域が参加)
- 日本では2018年2月～3月に小学校約200校及び中学校約200校の校長、教員に対して質問紙調査を実施



教員の仕事時間は参加国中で最も長く、人材不足感も大きい。

- 日本の小中学校教員の1週間当たりの仕事時間は最長。
- 前回2013年調査と同様に、中学校の課外活動(スポーツ・文化活動)の指導時間が特に長い。一方、日本の小中学校教員が職能開発活動に使った時間は、参加国中で最短。
- 質の高い指導を行う上で、支援職員の不足や、特別な支援を要する児童生徒への指導能力を持つ教員の不足を指摘する日本の小中学校校長が多い。一方、教材の不足については指摘が少ない。

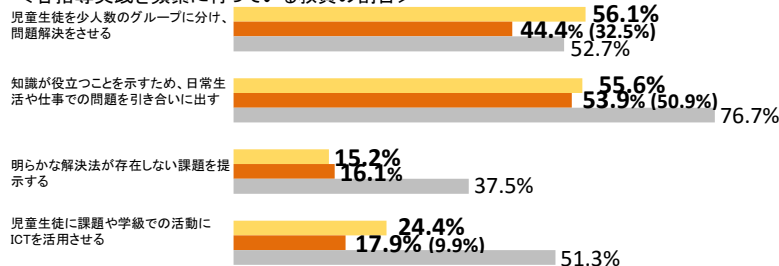
<教員の1週間あたりの仕事時間>



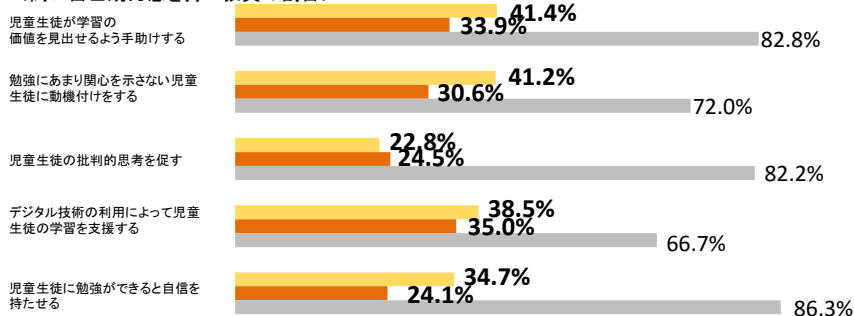
主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善やICT活用の取組等が十分でない。

- 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善や探究的な学習に関わる指導実践について、頻繁に行う日本の中学校教員の割合は前回2013年調査と比べて増えているが依然として低い。
- 生徒にICTを活用させることについて、頻繁に行う日本の中学校教員の割合は前回2013年調査と比べて増えているが依然として低い。
- 児童生徒の自己肯定感や学習意欲を高めることに対して高い自己効力感を持つ日本の小中学校教員の割合は低い。

<各指導実践を頻繁に行っている教員の割合>



<高い自己効力感を持つ教員の割合>



我が国の教員免許制度について

1. 免許状主義と開放制の原則

免許状主義

教員は、教育職員免許法により授与される各相当の免許状を有する者でなければならない(免許法第3条第1項)。

開放制の原則

我が国の教員養成は、一般大学と教員養成系大学とがそれぞれの特色を発揮しつつ行っている。

2. 免許状の種類

それぞれ学校種別（中学校・高等学校については教科別）

① 普通免許状 (有効期間10年)

専修免許状(修士課程修了程度)

一種免許状(大学卒業程度)

二種免許状(短大卒業程度)

② 特別免許状 (有効期間10年)

③ 臨時免許状 (有効期限3年)

○ 授与権者: 都道府県教育委員会

○ 免許状の有効範囲

- ・普通免許状 : 全ての都道府県
- ・特別免許状 } 授与を受けた
- ・臨時免許状 } 都道府県内

普通免許状

① 「大学における養成」が基本。

学士の学位等

+

教職課程の履修

(教科に関する科目
教職に関する科目) ⇒

教員免許状

② 現職教員の自主的な研鑽を促すため、一定の教職経験を積み、大学等で所要単位を修得した者に、上位免許状を授与する途を開いている。

特別免許状

免許状を有しない優れた知識経験を有する社会人を学校現場へ迎え入れるため、都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格により授与する「教諭」の免許状(学校種及び教科ごとに授与)

○ 授与要件

- ① 担当教科に関する専門的な知識経験や技能を有すること
- ② 社会的信望・教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有すること

臨時免許状

普通免許状を有する者を採用できない場合に限り、例外的に授与する「助教諭」の免許状

○ 授与要件

都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格

※教育職員検定は、都道府県教育委員会が受験者の人物、学力、実務、身体について行うこととされており、具体的な授与基準等の細則は、都道府県ごとに定められている。

3. 免許状主義の例外

① 特別非常勤講師

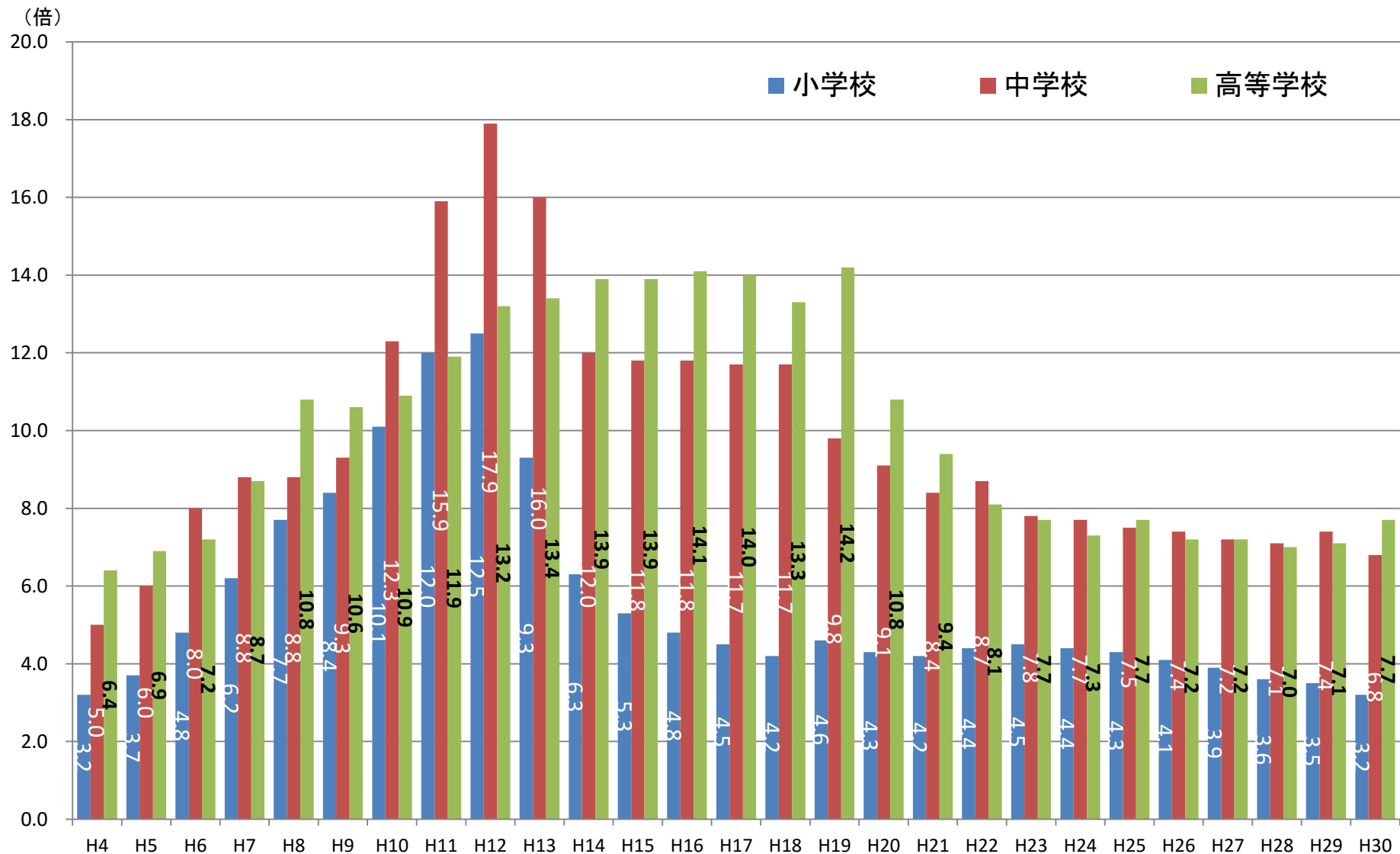
多様な専門的知識・経験を有する人を教科の学習に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や活性化を図ることを目的とした制度。**教員免許状を有しない非常勤講師が、教科の領域の一部を担当することが可能**(任命・雇用する者が、あらかじめ都道府県教育委員会に届出をすることが必要)。

② 免許外教科担任制度

中学校、高等学校、中等教育学校の前期課程・後期課程、特別支援学校の中学部・高等部において、相当の免許状を所有する者を教科担任として採用することができない場合に、**校内の他の教科の教員免許状を所有する教諭等(講師は不可)が、1年に限り、免許外の教科の担任をすることが可能**

(校長及び教諭等が、都道府県教育委員会に申請し、許可を得ることが必要)。

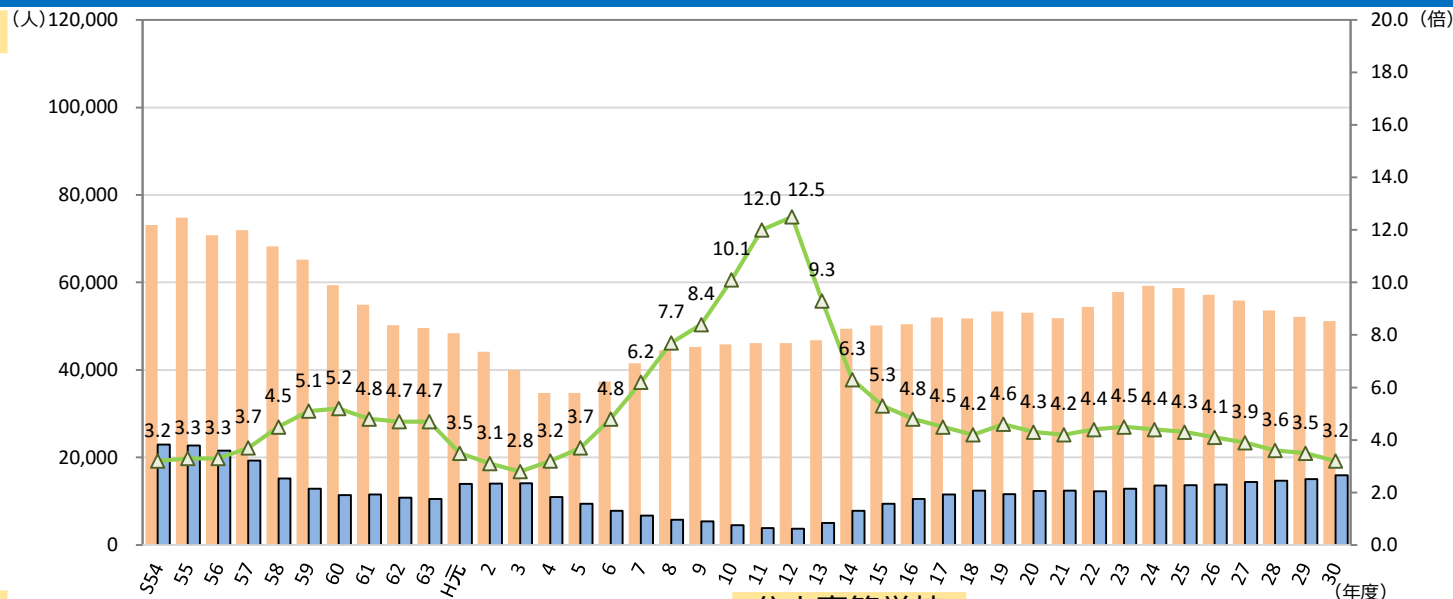
公立学校教員採用選考試験の倍率の推移



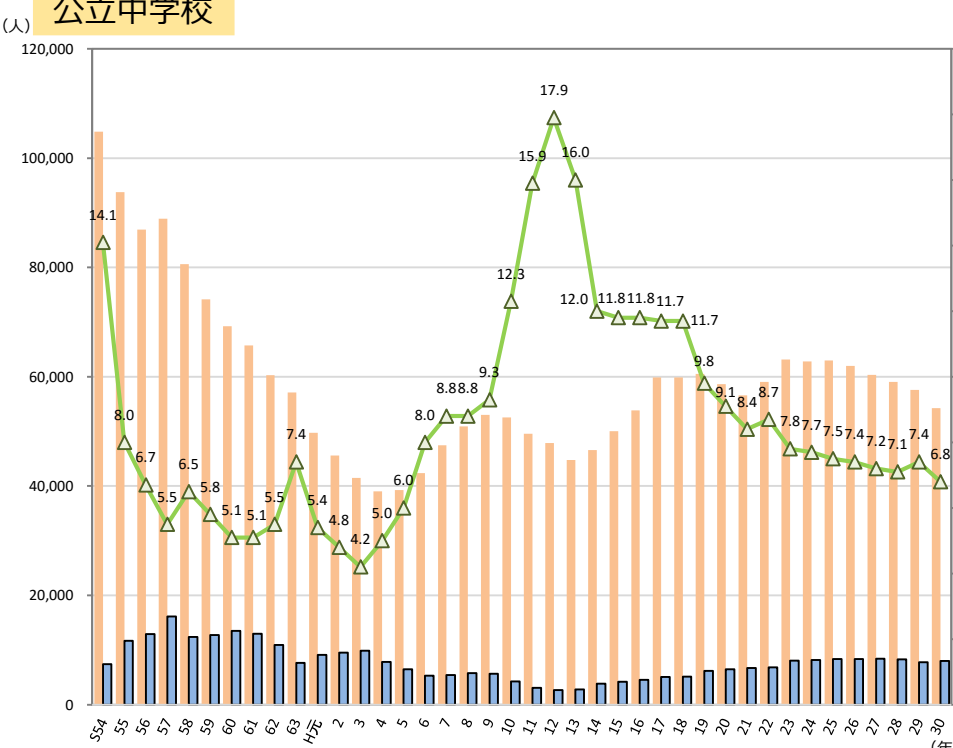
出典: 文部科学省「公立学校教員採用選考試験の実施状況について」

公立学校教員採用選考試験の受験者数・採用者数・採用倍率の推移

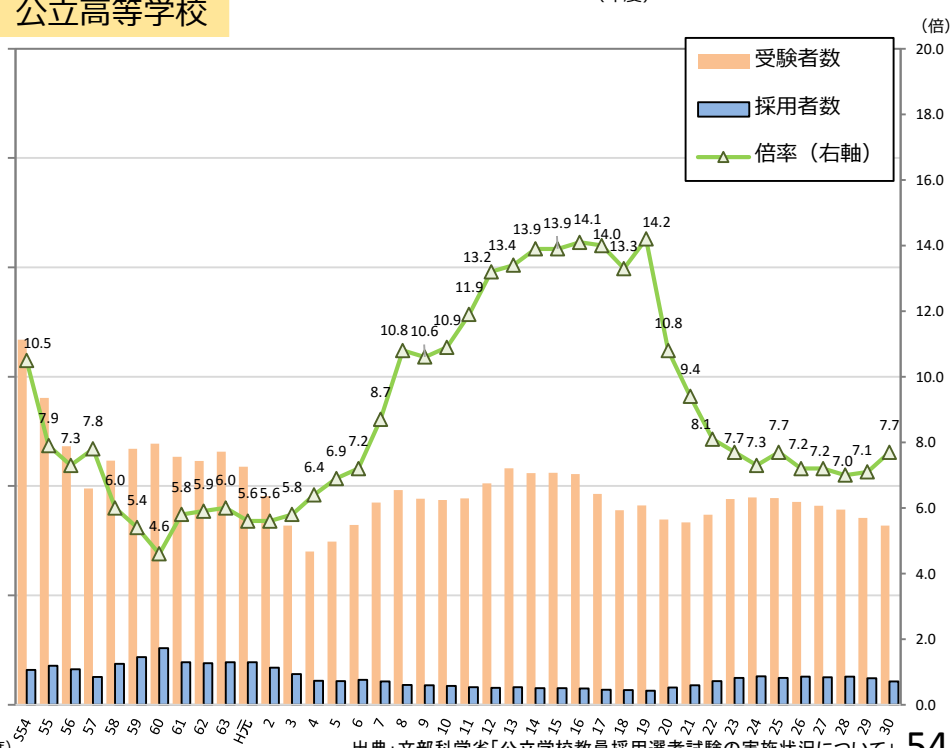
公立小学校



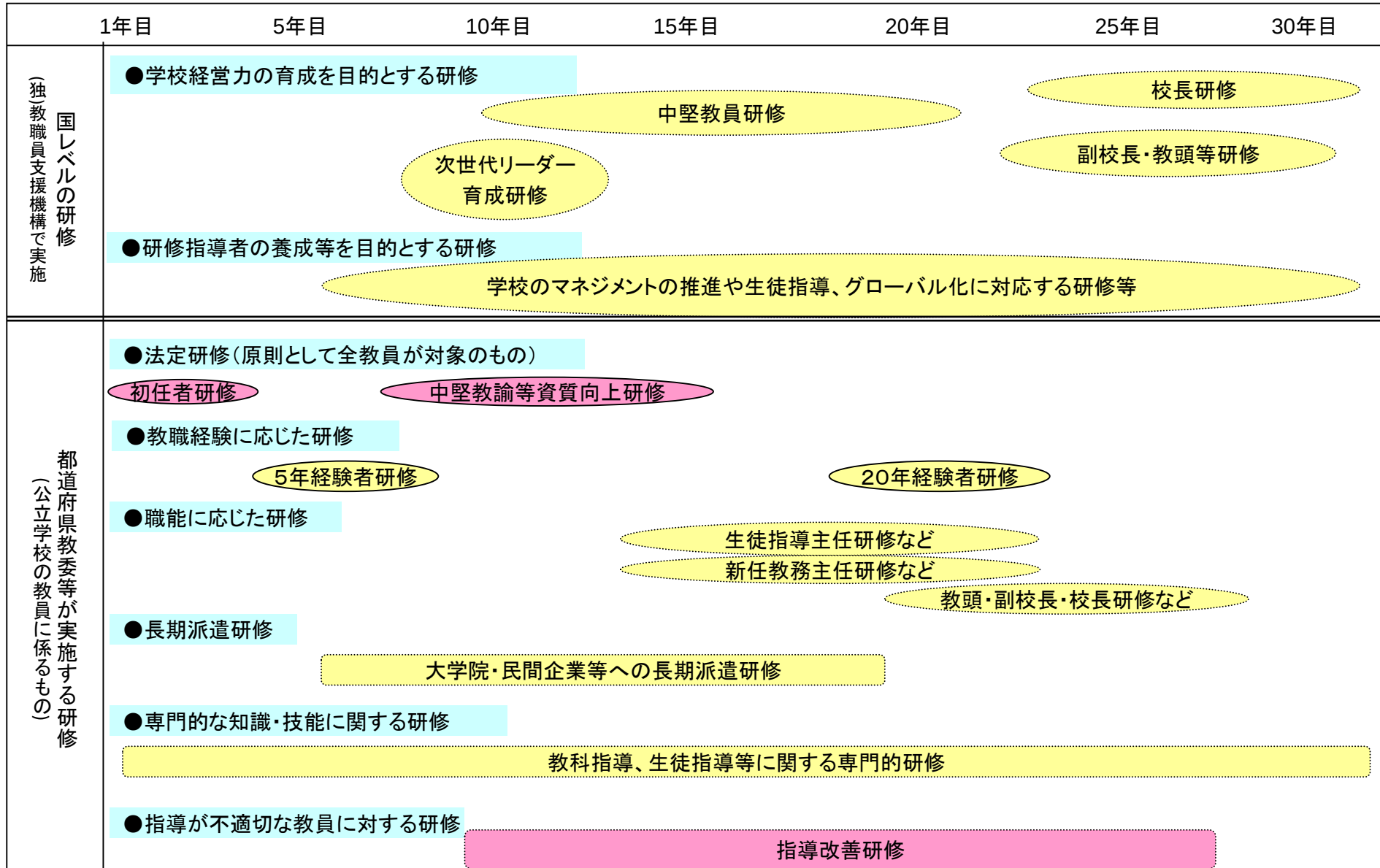
公立中学校



公立高等学校



教員研修の実施体系



新時代の学びを支える先端技術のフル活用に向けて ～柴山・学びの革新プラン、新時代の学びを支える先端技術活用推進方策～

- 昨年11月に公表した「柴山・学びの革新プラン」を踏まえ、先端技術の活用方策の具体化の検討を実施。教育再生実行会議の議論も踏まえつつ、令和元年6月25日に「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策」の最終まとめを公表。
- ICTを基盤とした先端技術は、教師の活動を置き換えるものではなく、「子供の力を最大限引き出す」ために教師の役割や子供達の学習を支援・強化していくものである。そのために、①遠隔教育をはじめICTを基盤とした先端技術の効果的な活用の在り方と教育ビッグデータの効果的な活用の在り方、②基盤となるICT環境の整備を強力に推進。

～柴山・学びの革新プラン～ (H30.11.22)

1. 遠隔教育の推進による先進的な教育の実現
2. 先端技術の導入による教師の授業支援
3. 先端技術の活用のための環境整備



教育再生実行会議 第十一次提言 (令和元年5月17日)

- **新たな学びとそれに対応した教材の充実**(全ての小・中・高等学校・特別支援学校等で遠隔教育を活用できるよう推進、スタディ・ログ等を活用した個別最適化された学びの実現に向けた実証研究の推進等)
- **新たな学びの基盤となる環境整備**(地財措置が講じられている学校のICT環境整備について、地方公共団体間で差が生じている要因分析と必要な対応、ICT機器等を費用を低減して調達するためのガイドブックの作成、クラウドサービスの普及を見据えた教育用ネットワーク環境の在り方の検討等)

新時代の学びを支える先端技術活用推進方策 (最終まとめ) (令和元年6月25日)

① 先端技術の効果的な活用

- ✓ 学習指導要領の求める資質・能力を育成、深化し、子供の力を最大限引き出す効果的な活用の在り方が必要

➤ 先端技術の効果的な活用のための基本的考え方を提示

今後、基本的考え方の実証・精緻化を進め、**「学校現場における先端技術利活用ガイドライン」を策定**

② 教育ビッグデータの効果的な活用

- ✓ ICTを基盤とした先端技術を活用することで得られる教育ビッグデータの効果的な収集・蓄積・分析が必要
- ✓ 教育ビッグデータの利活用の在り方の検討が必要

➤ 教育ビッグデータの現状・課題と可能性を整理

今後、**教育データの標準化と学習履歴（スタディ・ログ）等の利活用の具体的な在り方の検討**

③ 基盤となるICT環境の整備

- ✓ 学校のICT環境は、文房具と同様に教育現場において必要不可欠
- ✓ 一方、学校のICT環境が脆弱であること、地域間格差があることは危機的な状況

世界最先端のICT環境の実現に向け、以下【1】～【4】の取組を推進

【1】SINETの初等中等教育への開放

- 初等中等教育の様々な局面で全国的なネットワーク活用を進め、自治体等による学校ICT環境整備全般を促進
- 初等中等教育と高等教育との交流・連携ネットワーク基盤として機能

【2】クラウド活用の積極的推進

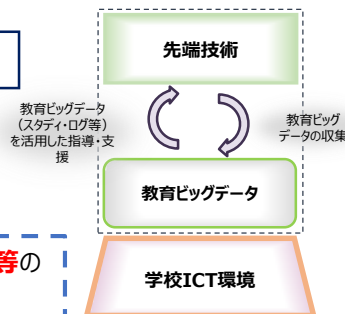
技術の進展を踏まえ、クラウドを活用した安全・安価・柔軟な環境整備の促進に向けて、「**教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン**」の改訂

【3】安価な環境整備に向けた具体的モデルの提示

- 安価な環境整備のモデル例を示すとともに、今後、自治体にわかりやすい調達仕様書例を提供
- 関係業界に、安価な端末の大量供給について協力を要請

【4】関係者の意識の共有と専門性をもった人材の育成・確保のための取組の推進

- ICT環境の整備状況、ICT活用状況等も含めた更なる「見える化」
- ICT活用教育アドバイザーや外部人材の活用、ICT活用に関する指導者の養成研修の充実等

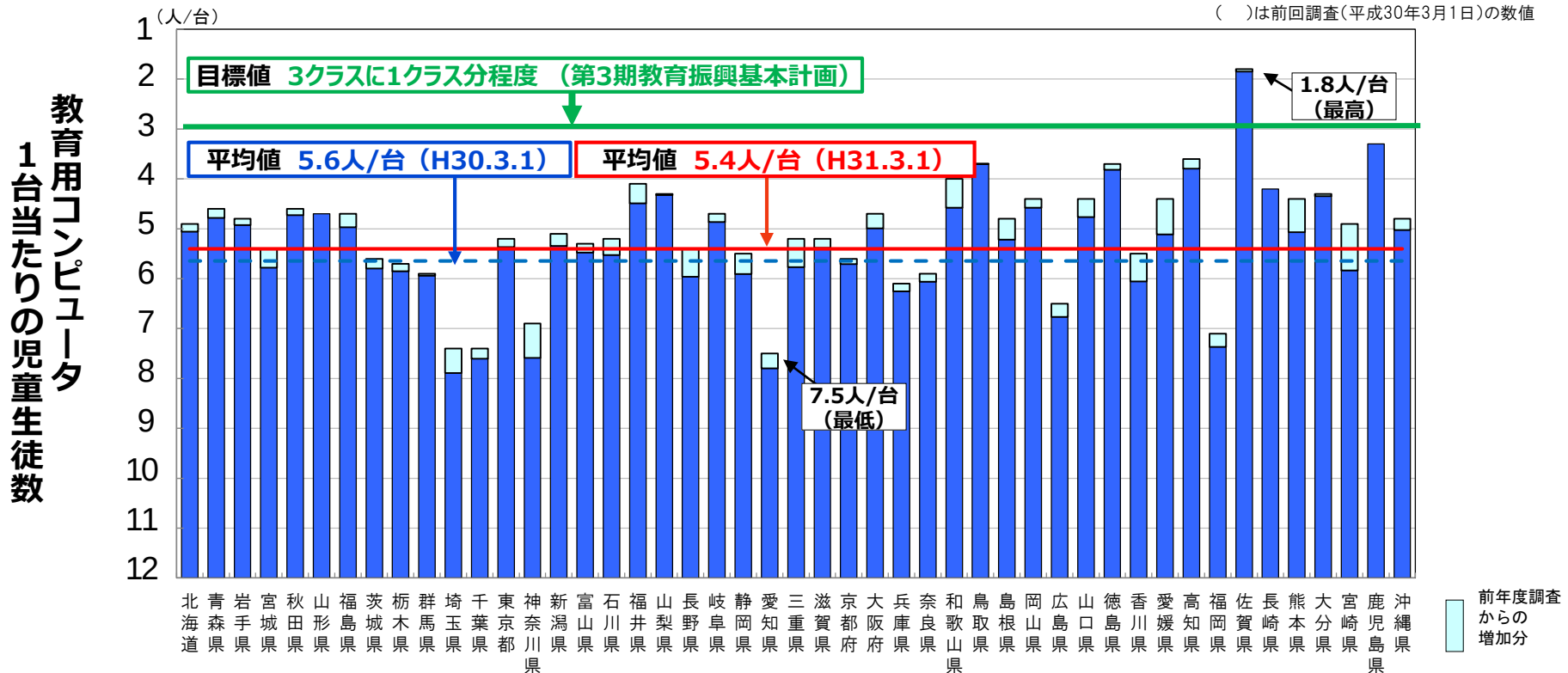


学校のICT環境整備の現状（平成31(2019)年3月）

2018～2022年度の目標

H31年3月1日現在

①教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数	<u>5.4人/台</u>	(5.6人/台)	(目標：3クラスに1クラス分程度)
②普通教室の無線LAN整備率	<u>40.7%</u>	(34.5%)	(目標：100%)
普通教室の校内LAN整備率	<u>89.6%</u>	(90.2%)	(目標：100%)
③インターネット接続率（30Mbps以上）	<u>93.4%</u>	(91.8%)	(目標：100%)
インターネット接続率（100Mbps以上）	<u>69.1%</u>	(63.2%)	
④普通教室の大型提示装置整備率	<u>51.2%</u>		(目標：100%（1学級当たり1台））



学校のICT環境整備に係る地方財政措置

教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）

新学習指導要領においては、情報活用能力が、言語能力、問題発見・解決能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられ、「各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る」ことが明記されるとともに、小学校においては、プログラミング教育が必修化されるなど、今後の学習活動において、積極的にICTを活用することが想定されています。

このため、文部科学省では、新学習指導要領の実施を見据え「2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」を取りまとめるとともに、当該整備方針を踏まえ「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」を策定しました。また、このために必要な経費については、**2018～2022年度まで単年度1,805億円の地方財政措置を講じる**こととされています。

目標としている水準と財政措置額

- 学習者用コンピュータ **3クラスに1クラス分程度整備**
- 指導者用コンピュータ **授業を担当する教師1人1台**
- 大型提示装置・実物投影機 **100%整備**
各普通教室**1**台、特別教室用として**6**台
(実物投影機は、整備実態を踏まえ、小学校及び特別支援学校に整備)
- 超高速インターネット及び無線LAN **100%整備**
- 統合型校務支援システム **100%整備**
- ICT支援員 **4校に1人配置**
- 上記のほか、学習用ツール^(※)、予備用学習者用コンピュータ、充電保管庫、学習用サーバ、校務用サーバ、校務用コンピュータやセキュリティに関するソフトウェアについても整備

(※) ワードソフトや表計算ソフト、プレゼンテーションソフトなどをはじめとする各教科等の学習活動に共通に必要なソフトウェア

・1日1コマ分程度、
児童生徒が1人1
台環境で学習でき
る環境の実現



標準的な1校当たりの財政措置額

都道府県

高等学校費 **434** 万円 (生徒642人程度)

特別支援学校費 **573** 万円 (35学級)

市町村

小学校費 **622** 万円 (18学級)

中学校費 **595** 万円 (15学級)

※上記は平成30年度基準財政需要額算定における標準的な所要額(単年度)を試算したものです。各自治体における実際の算定に当たっては、様々な補正があります。

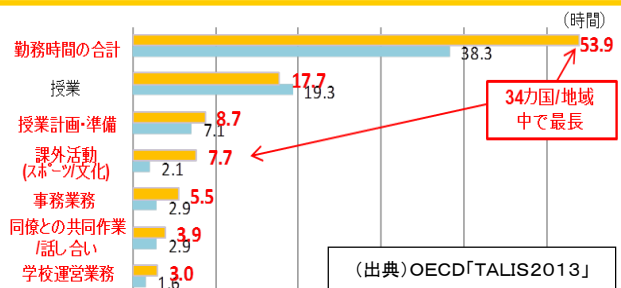
チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申) 概要

学校において子供が成長していく上で、教員に加えて、多様な価値観や経験を持った大人と接したり、議論したりすることで、より厚みのある経験を積むことができ、本当の意味での「生きる力」を定着させることにつながる。そのために、「チームとしての学校」が求められている。

1. 「チームとしての学校」が求められる背景

(1) 新しい時代に求められる資質・能力を育む教育課程を実現するための体制整備

- 新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育むためには、「**社会に開かれた教育課程**」を実現することが必要。
- そのためには、「**アクティブ・ラーニング**」の視点を踏まえた指導方法の不断の見直しによる授業改善や「**カリキュラム・マネジメント**」を通じた組織運営の改善のための組織体制の整備が必要。

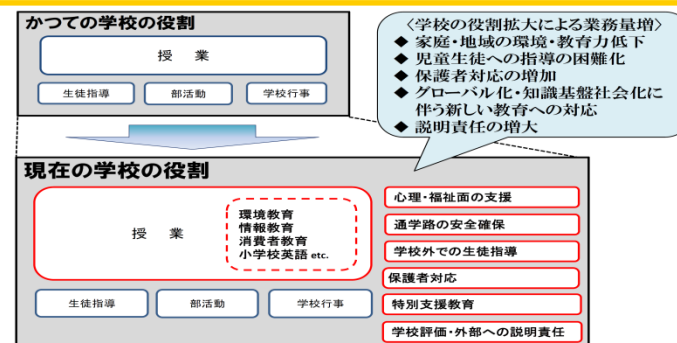


(3) 子供と向き合う時間の確保等のための体制整備

- 我が国の教員は、**学習指導、生徒指導、部活動等**、幅広い業務を担い、**子供たちの状況を総合的に把握して指導している**。
- 我が国の学校は、欧米諸国と比較して、教員以外の**専門スタッフの配置が少ない**。
- 我が国の教員は、国際的に見て、勤務時間が長い。

(2) 複雑化・多様化した課題を解決するための体制整備

- いじめ・不登校などの生徒指導上の課題や特別支援教育の充実への対応など、**学校の抱える課題が複雑化・多様化**。
- 貧困問題への対応など、**学校に求められる役割が拡大**。
- 課題の複雑化・多様化に伴い、**心理や福祉等の専門性**が求められている。



2. 「チームとしての学校」の在り方

(1) 「チームとしての学校」を実現するための3つの視点

「専門性に基づくチーム体制の構築」、「学校のマネジメント機能の強化」、「教員一人一人が力を発揮できる環境の整備」の**3つの視点に沿って検討を行い、学校のマネジメントモデルの転換を図っていく**ことが必要である。

(2) 「チームとしての学校」と家庭、地域、関係機関との関係

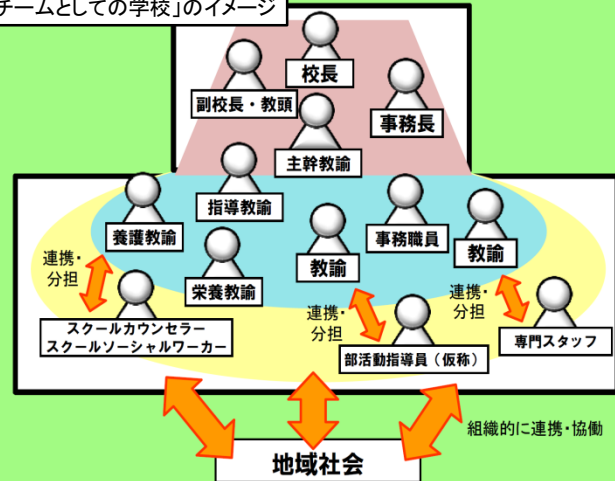
学校と家庭、地域との連携・協働によって、**共に子供の成長を支えていく体制を作る**ことで、学校や教員が教育活動に重点を置いて取り組むことができるようになることが重要である。また、学校と警察や児童相談所等との連携・協働により、**生徒指導や子供の健康・安全等に組織的に取り組んでいく**必要がある。

(3) 国立学校や私立学校における「チームとしての学校」

国立学校、私立学校については、その**位置付けや校種の違いなどに配慮して、各学校の取組に対する必要な支援を行う**ことが重要である。

3. 「チームとしての学校」を実現するための具体的な改善方策

「チームとしての学校」のイメージ



(1) 専門性に基づくチーム体制の構築

教員が、学校や子供たちの実態を踏まえ、学習指導や生徒指導等に取り組むことができるようにするため、指導体制の充実を行う。加えて、心理や福祉等の専門スタッフについて、学校の職員として法令に位置付け、職務内容等を明確化すること等により、質の確保と配置の充実を進める。

①教職員の指導体制の充実

- アクティブラーニングの視点からの授業改善やいじめ、特別支援教育、帰国・外国人児童生徒等の増加、子供の貧困等に対応した必要な教職員定数の拡充
- 指導教諭の配置促進等による指導体制の充実

②教員以外の専門スタッフの参画

- 心理や福祉に関する専門スタッフの学校における位置付けを明確にし、配置充実につなげるため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを法令に位置付け
- 学校図書館の利活用の促進のため、学校司書の配置を充実
- 教員に加え、部活動の指導、顧問、単独での引率等を行うことができる職員として、部活動指導員(仮称)を法令に位置付け
- 医療的ケアが必要な児童生徒の増加に対応するため、医療的ケアを行う看護師等の配置を促進

③地域との連携体制の整備

- 地域との連携を推進するため、地域連携担当教職員(仮称)を法令上明確化

(2) 学校のマネジメント機能の強化

専門性に基づく「チームとしての学校」を機能させるため、優秀な管理職を確保するための取組や、主幹教諭の配置促進、事務機能の強化などにより、校長のリーダーシップ機能を強化し、これまで以上に学校のマネジメント体制を強化する。

①管理職の適材確保

- 教職大学院等への派遣や、主幹教諭等を経験させることによる、管理職の計画的な養成
- マネジメント能力を身に付けさせるための管理職研修を充実させるためのプログラムの開発

②主幹教諭制度の充実

- 管理職の補佐体制の充実のため、加配措置の拡充による主幹教諭の配置の促進
- 主幹教諭の活用方策等の全国的展開のため、具体的な取り組み事例に基づく実践的な研修プログラムを開発

③事務体制の強化

- 事務職員について、管理職を補佐して学校運営に関わる職として、学校教育法上の職務規定を見直し
- 学校の事務機能強化を推進するため、事務の共同実施組織について、法令上明確化

(3) 教員一人一人が力を発揮できる環境の整備

教職員がそれぞれの力を発揮し、伸ばしていくことができるようにするため、人材育成の充実や業務改善等の取組を進める。

①人材育成の推進

- 教職員の意欲を引き出すため、人事評価の結果を任用・給与などの処遇や研修に適切に反映
- 教職員間や専門スタッフとの協働を促進するため、文部科学大臣優秀教職員表彰において、学校単位等の取組を表彰

②業務環境の改善

- 「学校現場における業務改善のためのガイドライン」等を活用した研修を実施
- 教職員が健康を維持して教育に携わることができるよう、ストレスチェック制度の活用など、教職員のメンタルヘルス対策を推進

③教育委員会等による学校への支援の充実

- 学校の指導方法の改善等を支援するため、小規模市町村において、専門的な指導・助言を行う指導主事の配置を充実
- 弁護士等による、不当な要望等への「問題解決支援チーム」を教育委員会が設置することへの支援

学校に置かれる専門スタッフ

職名	職務内容等	資格	配置状況等	財政措置(国)
スクールカウンセラー	心理に関する高度な専門的知見を有する者として、児童生徒、保護者、教職員に対してカウンセリング、情報収集・見立て、助言・援助等を実施	臨床心理士 精神科医 等	8,782人(H29) (※補助金等対象者)	予算補助 (1/3等)
スクールソーシャルワーカー	福祉の専門性を有する者として、児童生徒のニーズの把握及び関係機関との連携を通じた支援、保護者への支援、学校への働き掛け、自治体の体制整備への働き掛けを実施	社会福祉士 精神保健福祉士 等	2,041人(H29) (※補助金対象者)	予算補助 (1/3等)
医療的ケアを行う看護師等	特別支援学校等において、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等を実施	看護師、准看護師、 保健師、助産師	1,272人(H28) (※補助金対象者)	予算補助(1/3)
特別支援教育支援員	食事、排泄、教室移動の補助等、学校における日常生活の介助や学習支援等を実施	なし	59,714人(H29.5.1時点)	地方交付税措置
言語聴覚士(ST)、 作業療法士(OT)、 理学療法士(PT)、 等の外部専門家	特別支援学校等において、医学・心理学等の視点による専門的な知識・技術を用いて、指導の改善や校内研修を実施	言語聴覚士 作業療法士 理学療法士 等	700人(H28) (※補助金対象者)	予算補助(1/3)
就労支援コーディネーター	特別支援学校高等部及び高等学校において、ハローワーク等と連携し、就労支援を実施	なし	全国38地域において、 計58人を配置(H28)	委託事業を実施
I C T支援員	教員のICT活用(授業、校務等)を支援	なし	2,542人(H29.3月時点)	地方交付税措置
学校司書	学校図書館の日常の運営、管理、教育活動等の支援	なし	22,262人(H28.4.1時点)	地方交付税措置
外部指導者(部活動)	部活動における技術指導	なし	41,075人(H29.6-8時点) ※運動部活動の外部指導者数 (中体連・高体連調査)	なし
外国語指導助手(A L T)	小学校の外国語活動や中・高等学校の外国語の授業等の補助	なし	5,044人 ※JETのみ(H30.7.1時点)	地方交付税措置 (JET)
サポートスタッフ	補充学習や発展的な学習など、主として学力向上を目的とした学校教育活動のサポート	なし	7,700人(H30) (※予算積算上人数)	予算補助(1/3)
	スクール・サポート・スタッフ	なし	3,000人(H30) ※	予算補助(1/3)
	中学校における部活動指導員	なし	4,500人(H30) ※	予算補助(1/3)

学校に置かれる教諭以外の主な職について

副校長

職務内容: 校長を助け、校長から命を受けて校務をつかさどる。(学校教育法第37条第5項等)

【設置人数: 3, 826名】

教頭

職務内容: 校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどる。(学校教育法第37条第7項等)

【設置人数: 33, 102名】

主幹教諭

職務内容: 校長、副校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育等をつかさどる。
(学校教育法第37条第9項等)

【設置人数: 21, 603名】

指導教諭

職務内容: 児童の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。(学校教育法第37条第10項等)

【設置人数: 2, 545名】

養護教諭

職務内容: 児童の養護をつかさどる。(学校教育法第37条第12項等)

【設置人数: 35, 178名】

栄養教諭

職務内容: 児童の栄養の指導及び管理をつかさどる。(学校教育法第37条第13項等)

【設置人数: 6, 331名】

事務職員

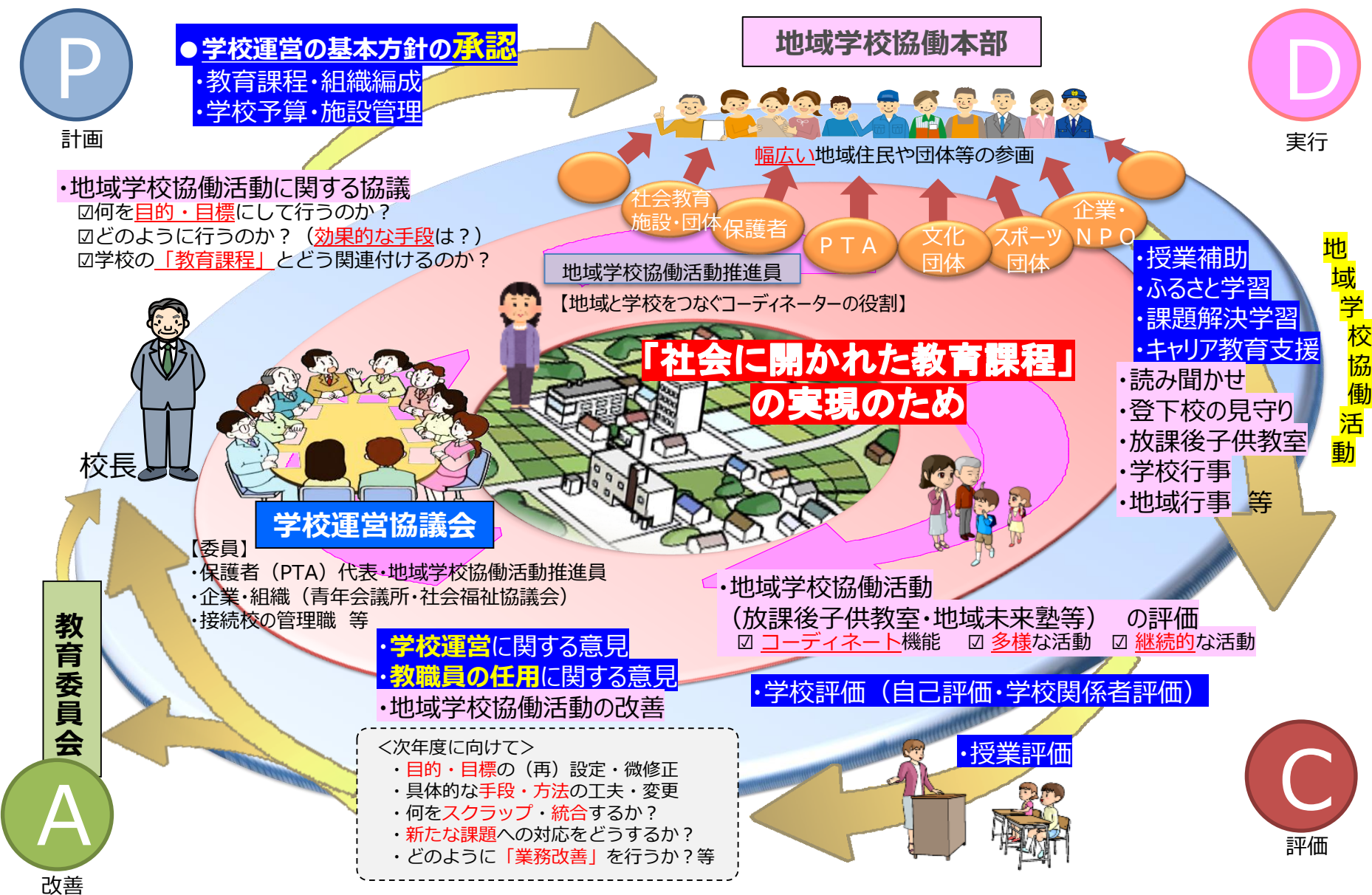
職務内容: 事務をつかさどる。(学校教育法第37条第14項等)

【設置人数: 54, 975名】

※人数はいずれも、公立学校（小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校）における数値

(出典) 学校基本調査(平成30年度)

「社会に開かれた教育課程」の実現のためのコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進



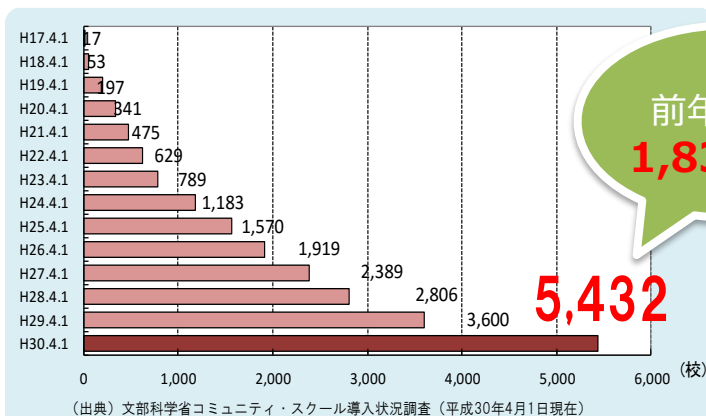
コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入状況【学校数】

学校運営協議会を設置している学校数

46都道府県内 **5,432校**（平成30年4月1日現在）

（幼稚園147、小学校3,265、中学校1,492、義務教育学校39、中等教育学校1、高等学校382、特別支援学校106）

全国の学校のうち、**14.7%**がコミュニティ・スクールを導入



前年度より
1,832校増

5,432

学校運営協議会を設置している
学校の割合

【設置率】※

- 20%以上 ●●●
- 10%以上20%未満 ●●
- 5%以上10%未満 ●
- 5%未満 ○
- 設置なし ○

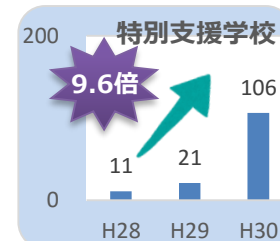
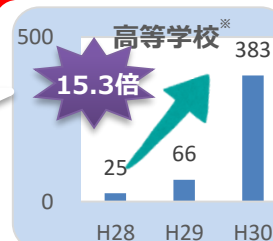
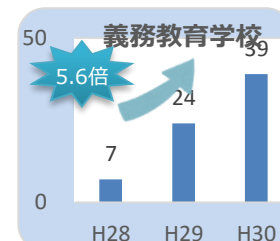
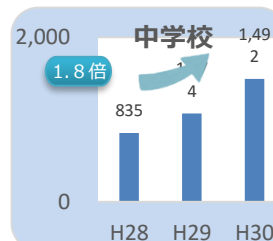
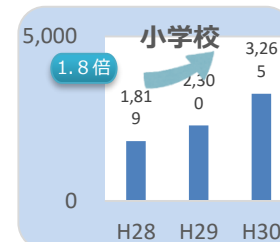
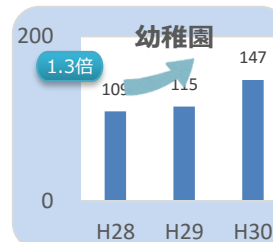
※母数は平成30年4月1日調査で、
各教育委員会から報告があった学校数。

※沖縄県は地図を拡大しています。

高校での設置が
大幅に増加

◆校種別の設置状況（3年経過）

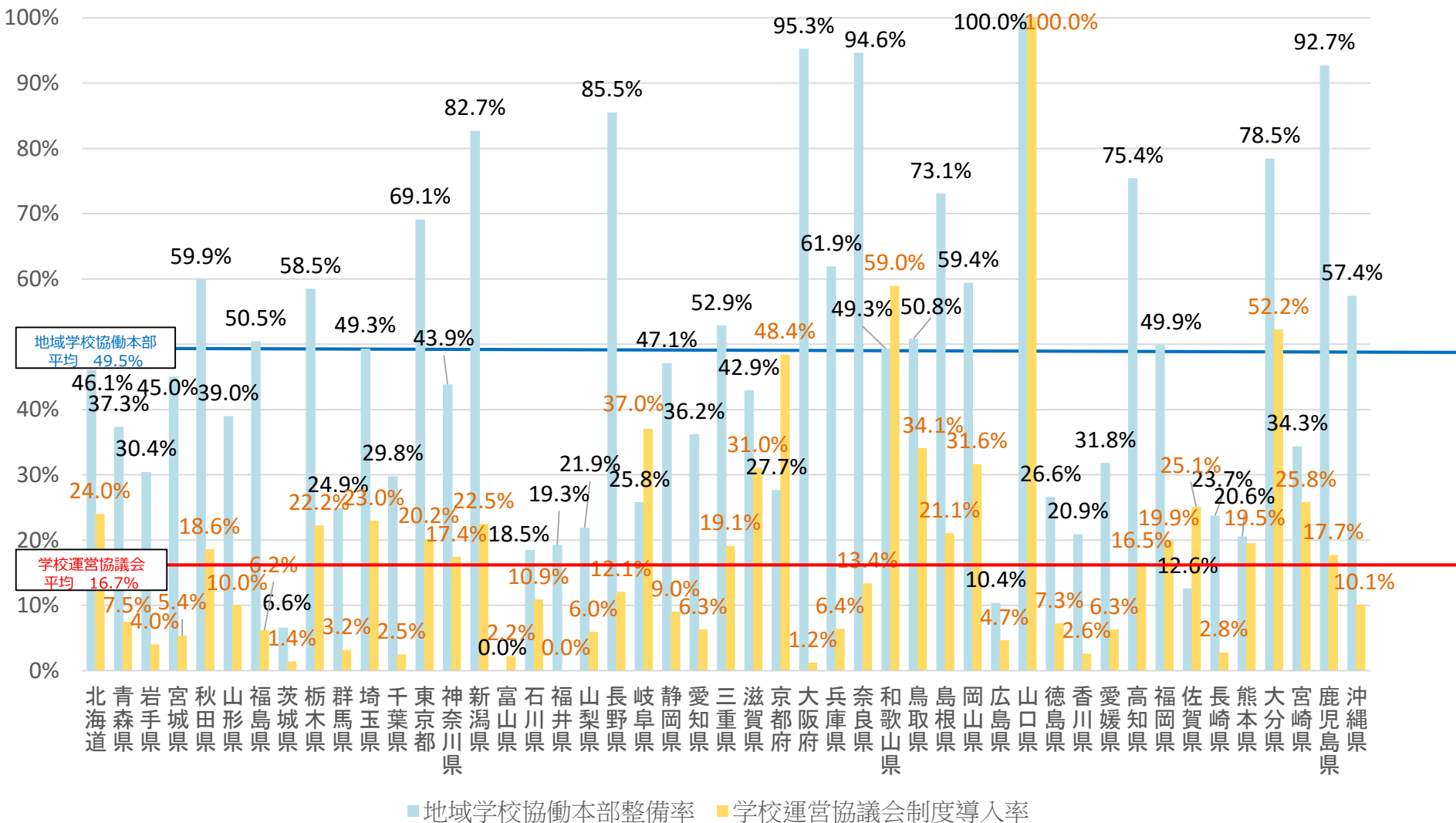
※倍数はH28とH30の比較



※中等教育学校を含む

地域学校協働本部整備率と学校運営協議会制度の導入率（都道府県別）

地域学校協働本部が整備されている公立小・中・義務教育学校数：14,194校（小学校：9,874校、中学校：4,284校、義務教育学校：36校）
 学校運営協議会制度を導入している公立小・中・義務教育学校数：4,796校（小学校：3,265校、中学校：1,492校、義務教育学校：39校）
 （全国の地域学校協働本部数：8,567本部）



文部科学省・国立教育政策研究所社会教育実践研究センター調査
 （平成30年5月時点）による。国庫補助対象外の取組を含む。

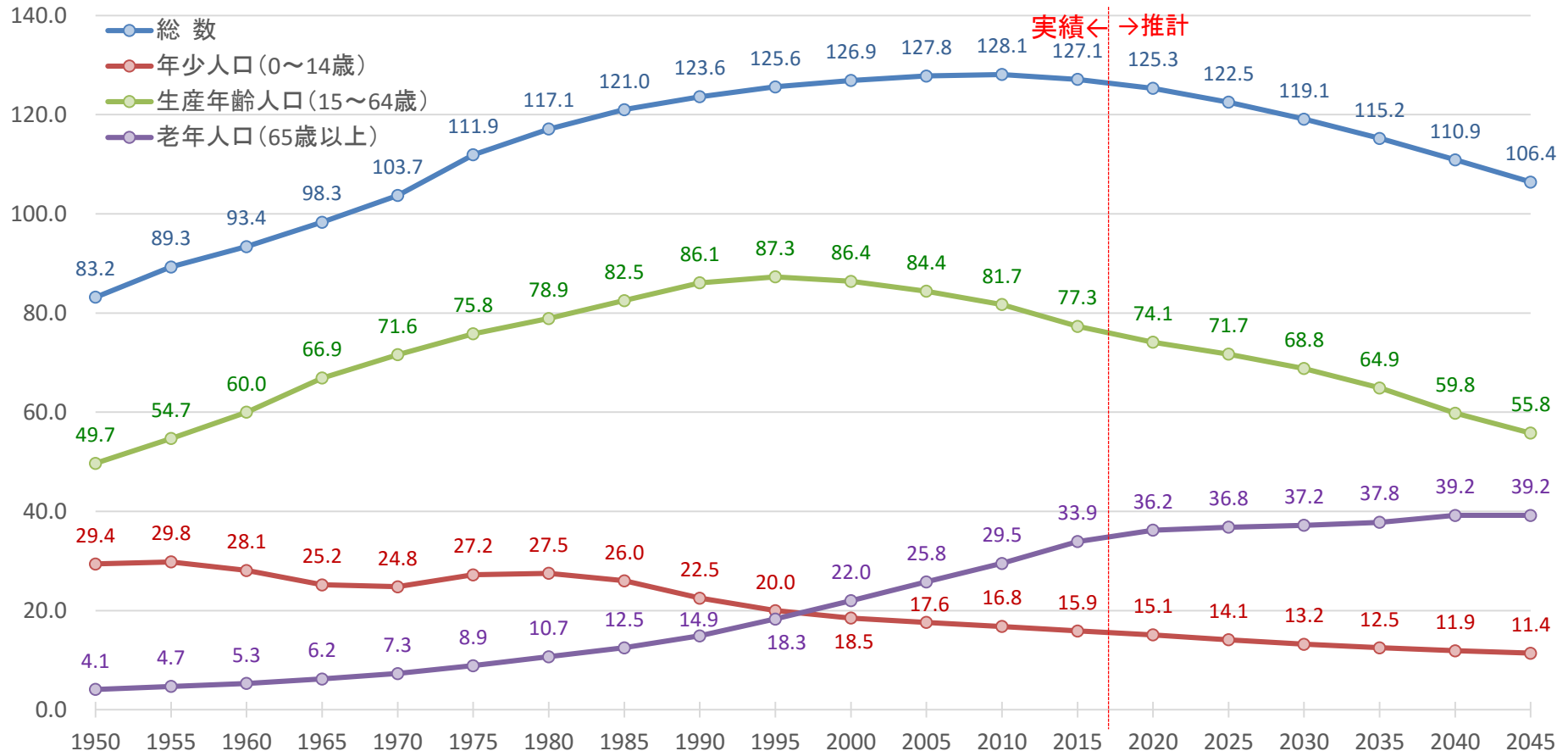
文部科学省コミュニティ・スクール導入状況調査（平成30年4月時点）による。

人口推移の予測

○ 総人口は2008年をピークに減少を始め、2040年には1億1,000万人程度となる。生産年齢人口の減少も加速し、2040年には毎年100万人程度の減少が見込まれる。

(百万人)

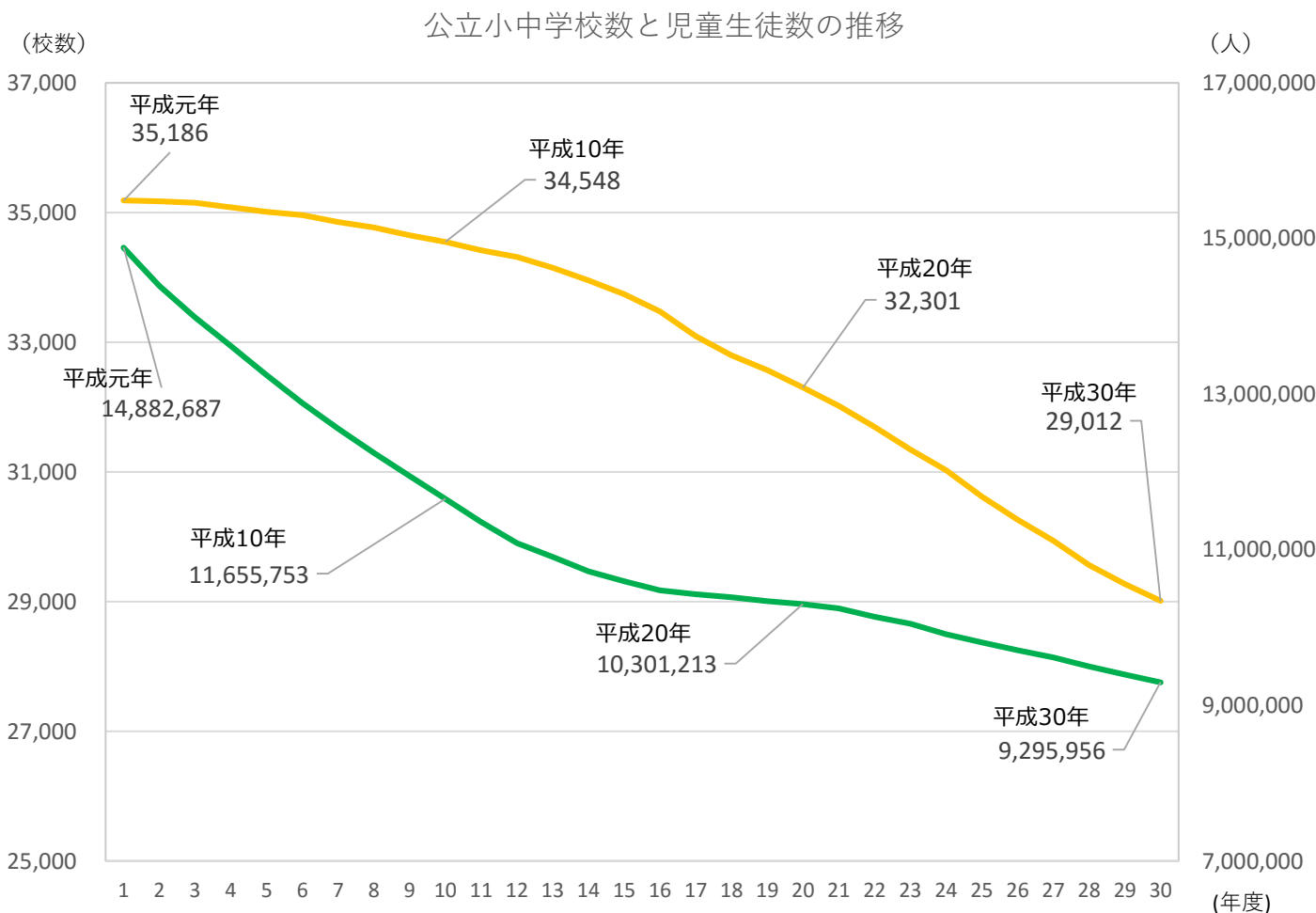
＜総人口および年齢3区分人口の推移＞



出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」「(出生中位(死亡中位))」
 ※1950-1970年は沖縄県を含まない。実績は年齢不詳を按分した人口による。

公立小中学校数と児童生徒数の推移（H 1～H 3 0）

- 過去10年間で公立小中学校の学校数は10.2% (3,289校)減少。
- 過去10年間で公立小中学校の児童生徒数は9.8% (1,005,257人)減少。
- 1市町村に1小学校1中学校等という市町村は232 (13.3%)ある。



平成30年度 学校規模の適正化及び少子化に対応した学校教育の充実策に関する実態調査(概要)

調査対象／調査時点:全市区町村／平成30年8月1日、全都道府県／平成30年10月22日

※各自治体からの回答のうち主たるものを掲載

主なポイント

都道府県調査

■ 域内の市区町村における小中学校の規模適正化に関する現状認識

- ・すべての市区町村において検討課題 4%
- ・半分以上の市区町村において検討課題 77%
- ・一部の市区町村において検討課題 19%

■ 市区町村の学校規模適正化の取組への支援

積極的に支援している 11% / 要請に応じて支援している 79%

- (内容)・激変緩和のための学習面・生活面の支援の観点からの人事面での措置 52%
・統合校の教職員定数減の緩和措置 52% 等

■ 市区町村の小規模校のメリットを生かし、デメリットを最小化するための取組への積極的な支援

行っている 85%

- (内容)・免許外を解消する等、小規模校の教職員配置の充実 83% 等

■ 学校規模の適正化等について国からの支援の要望

- ・教職員定数の加配措置による支援 98%
- ・施設整備への補助 85%
- ・スクールバス導入費用への補助 81%
- ・統合が困難な小規模校等への支援の充実 64% 等

市区町村調査

■ 学校規模の適正化を図る上での課題や懸念

- ・保護者や地域住民との合意形成 90%
- ・地域コミュニティの維持 62%
- ・地理的要因、交通事情 60% 等 ※「よく当てはまる」と回答した割合

■ 学校規模の適正化等について国からの支援の要望

- ・教職員定数の加配措置による支援 82%
- ・施設整備への補助 77%
- ・スクールバス導入費用への補助 59% 等

■ 学校規模の適正化について都道府県からの支援の要望

- ・校舎の新增築・改修事業への補助 73%
- ・事務量・調整業務増に対する人事面での措置 61%
- ・スクールバス・ボートへの補助 58%
- ・統合校の教職員定数減の緩和措置 57%
- ・通学対策事業への補助 55%
- ・学習・生活面の支援に係る人事面での措置 55% 等

■ 小規模校のメリットを生かし、デメリットを最小化するための都道府県からの支援の要望

- ・免許外指導を解消する等、小規模校の教職員配置の充実 75% 等

■ 小規模校のメリットを最大化させる取組

積極的に取り組んでいる 28% / 取り組んでいる 55%

- (内容)・地域人材・地域資源を活用した地域学習の実施 83%
・きめ細かな指導の徹底 81%
・意図的に全員に様々な役割を経験させる 67%
・体験的な学習、校外学習の頻繁な実施 56%
・保護者地域と連携した効果的な生徒指導・進路指導 52% 等

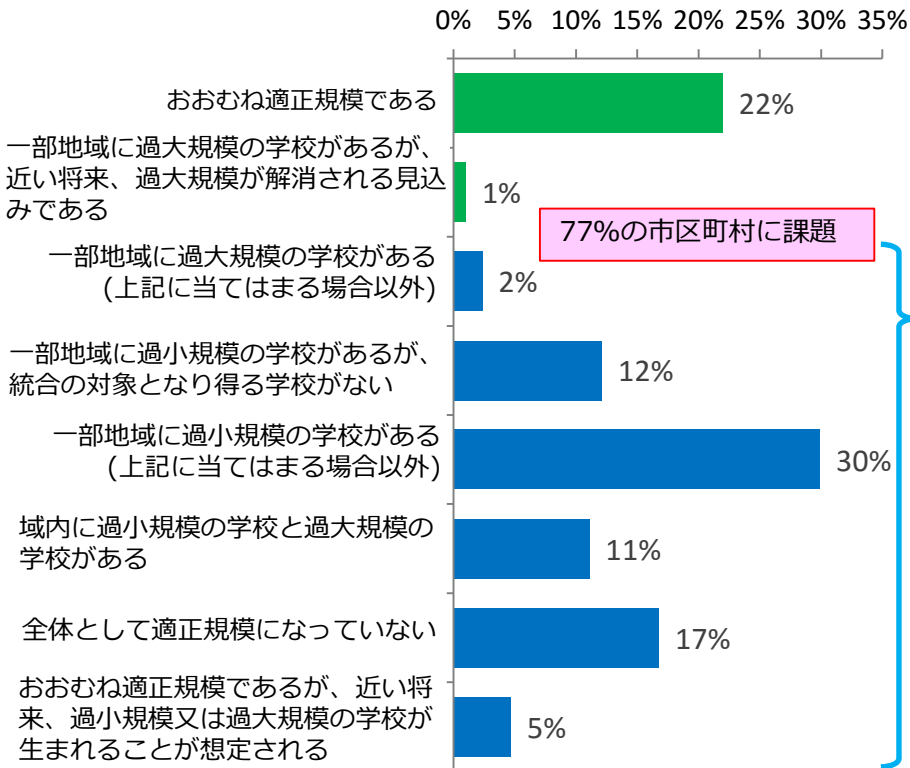
■ 小規模校のデメリットを最小化させる取組

積極的に取り組んでいる 20% / 取り組んでいる 58%

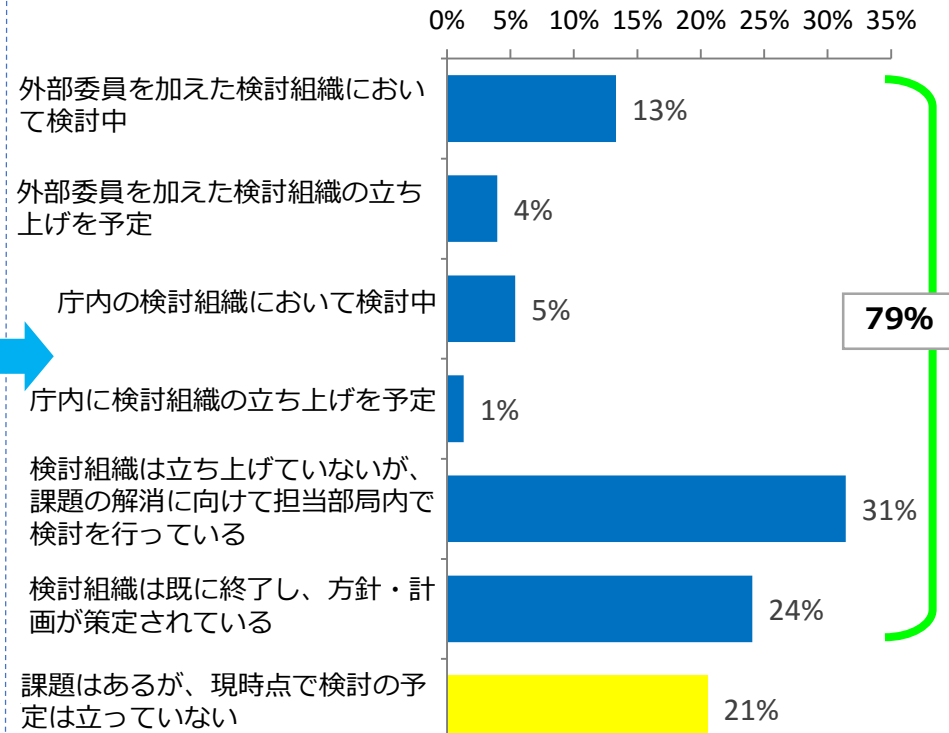
- (内容)・異学年集団での共同学習や体験学習の計画的実施 73% 等

市区町村における学校規模に関する認識と検討状況

◆市区町村の域内の学校の適正規模に関する認識



◆課題を認識している市区町村の課題解消に向けた検討状況



※グラフは数値を小数第一位で四捨五入しているため、合計値が100%にならない。

<経済・財政再生計画 改革工程表(KPI)>

◆学校の小規模化について対策の検討に着手している自治体の割合

※KPIの定義等 学校規模について課題を認識している市区町村のうち、課題解消に向けた検討に着手しているものと、既に検討が終了しているものの合計が占める割合

2014(平成26)年度 46% → 2016(平成28)年度 58% → 2018(平成30)年度 79% → 2021年度 100%

※1「経済・財政再生計画 改革工程表 2017改訂版」における目標値

※2「新経済・財政再生計画 改革工程表 2018」における目標値

■ 統合事例件数 平成29、30年度の2年間 277件（689校 → 283校）

【統合して開校した年度】

- ・平成29年度 127件
- ・平成30年度 148件
- ・その他（複数年度に渡って計画的に統合した事例） 2件

【統合の基本的な形態】

- ・小学校同士の統合 184件
- ・中学校同士の統合 55件
- ・小学校と中学校を統合して義務教育学校を設置 29件
- ・施設一体型の小中一貫校の整備を含む小学校同士又は、中学校同士の統合 9件

■ 統合に伴う通学手段

【スクールバスの導入件数】

- ・統合前 97件 → 統合後 203件

【統合後における通学時間が最も長い児童生徒】

- ・小学校 30分以上40分未満 36%
20分以上30分未満 30%
- ・中学校 30分以上40分未満 41%
40分以上50分未満 20%

■ 統合における施設や設備の整備について

【統合後の学校の設置場所】

- ・統合前の学校のうちの一つの敷地 83%
- ・上記以外の別敷地 17%

【統合に伴い実施した施設整備の状況】

- ・新增築 23% ・改修 20%
- ・改修＋増築 9% ・特になし 48%

【統合に伴い、多額の費用を要したもの、統合前後を比較して大幅に費用の変動が生じたもの】

- ・校舎等の新增築、改修、解体 140件

平均 134,241万円

- ・スクールバスの導入、運行、維持管理 70件

平均 2,274万円

■ 統合前後における教職員の人数の変動

【小学校】（2校を統合した場合の平均）

- ・統合前の教職員数 32.8人 → 統合後の教職員数 25.2人

【中学校】（2校を統合した場合の平均）

- ・統合前の教職員数 35.7人 → 統合後の教職員数 25.7人

小中連携教育、小中一貫教育、小中一貫教育制度の関係

小中連携教育

小・中学校段階の教員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育

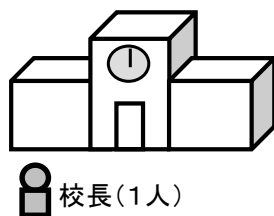
小中一貫教育

小中連携教育のうち、小・中学校段階の教員が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育

①義務教育学校

- ・新たな学校種(一つの学校)
⇒一人の校長、
一つの教職員組織

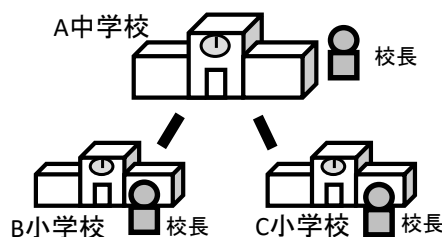
修業年限:9年
(前期課程6年+後期課程3年)



小中一貫型小学校・中学校

- ・組織上独立した小学校及び中学校が一貫した教育を施す形態
⇒それぞれの学校に校長、教職員組織

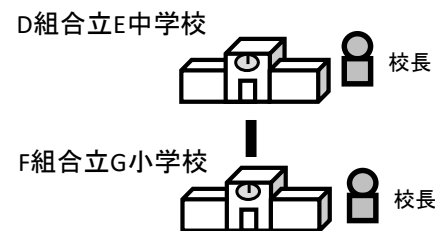
②併設型小学校・中学校 (同一の設置者)



※一貫教育にふさわしい運営体制の整備が要件

例・総合調整を担う校長を定める
・学校運営協議会の合同設置
・校長等を併任

③連携型小学校・中学校 (異なる設置者)



※併設型小・中学校を参考に適切な運営体制を整備すること

※①②③いずれも施設の形態は問わない。

小中一貫教育に関する制度の類型

		義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校	
			中学校併設型小学校 小学校併設型中学校	中学校連携型小学校 小学校連携型中学校
設置者		—	同一の設置者	異なる設置者
修業年限		9年 (前期課程6年＋後期課程3年)	小学校6年、中学校3年	
組織・運営		一人の校長、一つの教職員組織	それぞれの学校に校長、教職員組織	
			小学校と中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えることが要件 例) ① 関係校を一体的にマネジメントする組織を設け、学校間の総合調整を担う校長を定め、必要な権限を教育委員会から委任する ② 学校運営協議会を関係校に合同で設置し、一体的な教育課程の編成に関する基本的な方針を承認する手続を明確にする ③ 一体的なマネジメントを可能とする観点から、小学校と中学校の管理職を含め全教職員を併任させる	中学校併設型小学校と小学校併設型中学校を参考に、適切な運営体制を整備すること
免許		原則小学校・中学校の両免許状を併有 ※ 当分の間は小学校免許状で前期課程、中学校免許状で後期課程の指導が可能	所属する学校の免許状を保有していること	
教育課程		・ 9年間の教育目標の設定 ・ 9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成		
教育課程の特例	一貫教育に必要な独自教科の設定	○	○	○
	指導内容の入替え・移行	○	○	×
施設形態		施設一体型 ・ 施設隣接型 ・ 施設分離型		
設置基準		前期課程は小学校設置基準、後期課程は中学校設置基準を準用	小学校には小学校設置基準、中学校には中学校設置基準を適用	
標準規模		18学級以上27学級以下	小学校、中学校それぞれ12学級以上18学級以下	
通学距離		おおむね6 km以内	小学校はおおむね4 km以内、中学校はおおむね6 km以内	
設置手続き		市町村の条例	市町村教育委員会の規則等	

義務教育学校の状況と小中一貫教育を行う学校数

義務教育学校

学校数 (校)

国立	3
公立	91
私立	—
計	94

小中一貫型小学校・中学校(施設形態別)

小学校

(校)

	施設一体型	施設隣接型	施設分離型	その他	計
国立	1	—	—	—	1
公立	87	25	458	2	572
私立	8	—	—	—	8
計	96	25	458	2	579

中学校

(校)

	施設一体型	施設隣接型	施設分離型	その他	計
国立	1	—	—	—	1
公立	86	25	218	1	330
私立	8	—	—	—	8
計	95	25	218	1	339

【施設一体型】

小中一貫教育を実施する学校について、校舎の全部が一体的に設置されているもの(複数の校舎が渡り廊下等でつながっているものを含む。)

【施設隣接型】

小中一貫教育を実施する学校について、同一の敷地または隣接する敷地に、複数の校舎が隣接して設置されているもの

【施設分離型】

小中一貫教育を実施する学校について、隣接していない異なる敷地に、複数の校舎が分離して設置されているもの(ともに小中一貫教育を実施する同一学校種の校舎が分離して設置されている場合を含む。)

【その他】

上記3類型に当てはまらないもの

出典: 文部科学省 令和元年度(速報)学校基本調査

学校における健康に関する指導について

学校における健康に関する指導は、学校保健、学校安全、学校給食の三領域から構成されており、連携して一体的に取り組まれている。学校だけでは対応が困難な課題等に対応するため、関係者の連携を推進し、学校における健康に関する指導の各分野の連携を一層進めていくことが必要。

小学校学習指導要領（平成29年3月告示）第1章 総則（抄）

第1 小学校教育の基本と教育課程の役割

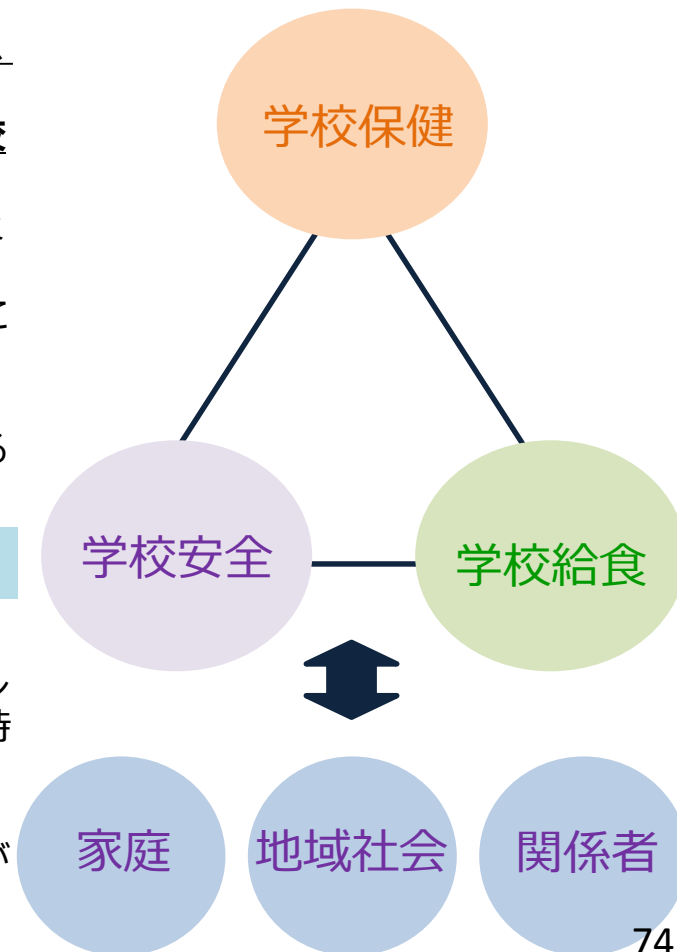
2

- （3）学校における体育・健康に関する指導を、**児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行う**ことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、**学校における食育の推進**並びに体力の向上に関する指導、**安全に関する指導**及び**心身の健康の保持増進に関する指導**については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、**家庭や地域社会との連携を図りながら**、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

第3期教育振興基本計画（平成30年6月15日閣議決定）（抄）

（子供の健康や安全を守るための関係者の連携の推進）

- 昨今の児童生徒をとりまく諸課題の状況等を踏まえると、メンタルヘルス、アレルギー疾患等の健康課題や、自然災害、交通事故、犯罪、国民保護等の非常時の対応等の安全上の課題など、学校だけでは対応が困難な課題が数多くある。**教育委員会、首長部局、医師会、歯科医師会、薬剤師会、学校保健会、警察等が連携し**、例えば学校保健に関し、児童生徒の健康を守るために関係者が協力して取組を進める仕組みを構築するなど、**それぞれが専門性を生かしつつ、組織の壁を越えて学校の課題解決に取り組むことが重要**である。



新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）【概要】（平成31年1月25日中央教育審議会）

第1章 学校における働き方改革の目的

- これまでの我が国の学校教育の蓄積はSociety 5.0においても有効であり、浮足立つことなく充実を図る必要。これまで高い成果を挙げてきた我が国の学校教育を維持・向上させ、持続可能なものとするには、学校における働き方改革が急務。
- ‘子供のためであればどんな長時間勤務も良しとする’という働き方の中で、教師が疲弊していくのであれば、それは‘子供のため’にはならない。学校における働き方改革の目的は、教師のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになること。
- 志ある教師の過労死等の事態は決してあってはならないものであり、そのためにも、学校における働き方改革の実現が必要。
- 学校における働き方改革を進めるに当たっては、地域と学校の連携・協働や家庭との連携強化により、学校内外を通じた子供の生活の充実や活性化を図ることが大切。

第2章 学校における働き方改革の実現に向けた方向性

- 教員勤務実態調査（平成28年度）においても、小・中学校教師の勤務時間は、10年前の調査と比較しても増加。主な要因は、①若手教師の増加、②総授業時間数の増加、③中学校における部活動指導時間の増加。
- 働き方改革の実現には、文部科学省・教育委員会・管理職等がそれぞれの権限と責任を果たすことが不可欠。特に、文部科学省には、学校と社会の連携の起点・つなぎ役としての機能を前面に立って果たすことが求められる。

※特別支援学校・高等学校については、学校間の多様性などの特徴を踏まえた支援を行うことが重要。
※私立学校・国立学校については、固有の存在意義や位置付け、適用される法制の違いなどに配慮した支援が重要。

以下の施策の
一体的な推進が必要

第3章 勤務時間管理の徹底と勤務時間・健康管理を意識した働き方改革の促進

- 勤務時間管理の徹底と上限ガイドライン
 - ・ 勤務時間管理は、労働法制上、校長や服務監督権者である教育委員会等に求められる責務。さらに今般の労働安全衛生法の改正によりその責務が改めて法令上明確化。
 - ・ 学校現場においては、まず勤務時間管理の徹底が必要。その際、ICTやタイムカードなどにより客観的に把握すること。
 - ・ 文部科学省の作成した上限ガイドライン（月45時間、年360時間等）の実効性を高めることが重要であり、文部科学省は、その根拠を法令上規定するなどの工夫を図り、学校現場で確実に遵守されるように取り組むべき。

○ 労働安全衛生管理の必要性

- ・ 労働安全衛生法に義務付けられた労働安全衛生管理体制の整備が求められるほか、義務の課されていない学校においても、可能な限り法令上の義務がある学校に準じた体制の充実に努めるべき。
- ・ 特に、ストレスチェックは、全ての学校において適切に実施されるよう、教育委員会の実態を調査し、市町村ごとに実施状況を公表すべき。
- ・ 産業医の選任義務のない規模の学校に関しては、教育委員会として産業医を選任して域内の学校の教職員の健康管理を行わせる等の工夫により、教職員の健康の確保に努めるべき。

○ 教職員一人一人の働き方に関する意識改革

- ・ 管理職のマネジメント能力向上や、教職員の勤務時間を意識した働き方の浸透のため、研修の充実に図るべき。
- ・ 管理職登用等の際にも、教師や子供たちにとって重要なリソースである時間を最も効果的に配分し、可能な限り短い在校等時間で教育の目標を達成する成果を上げられるかどうかの能力や働き方改革への取組状況を適正に評価することが重要。
- ・ 管理職以外の教職員も含め、働き方改革の観点を踏まえて人事評価を実施すべき。
- ・ 学校評価や教育委員会の自己点検・評価も活用すべき。

第4章 学校及び教師が担う業務の明確化・適正化

- これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方を右の表のとおり整理。
- 業務の明確化・適正化は、社会に対して学校を閉ざしたり、内容を問わず一律に業務を削減したりするものではなく、社会との連携を重視・強化するもの。
学校として何を重視し、どのように時間を配分するかという考え方を明確にし、地域や保護者に伝え、理解を得ることが求められる。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応	⑤調査・統計等への回答等 (事務職員等)	⑨給食時の対応 (学級担任と栄養教諭等との連携等)
②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応	⑥児童生徒の休み時間における対応 (輪番、地域ボランティア等)	⑩授業準備 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等)
③学校徴収金の徴収・管理	⑦校内清掃 (輪番、地域ボランティア等)	⑪学習評価や成績処理 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等)
④地域ボランティアとの連絡調整	⑧部活動(部活動指導員等)	⑫学校行事の準備・運営 (事務職員等との連携、一部外部委託等)
※ その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	※ 部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。	⑬進路指導 (事務職員や外部人材との連携・協力等)
		⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応 (専門スタッフとの連携・協力等)

○ 業務の役割分担・適正化を確実に実施するため、以下の仕組みを構築することが必要。

文部科学省	教育委員会等	学校
・ <u>学校における働き方改革の趣旨</u>等をわかりやすくまとめた明確で力強いメッセージの発出 ・ 関係機関や社会全体に対して何が学校や教師の役割か明確にメッセージを発出するなど、社会と学校との連携の起点・つなぎ役としての役割を前面に立って果たすことを徹底 ・ 業務改善状況調査を見直し、在校等時間の可視化などを把握の上、市区町村別に公表 ・ 今後学校へ新たな業務を付加するような制度改革等の際にはスクラップ・アンド・ビルドの原則を徹底 ・ 業務の役割分担・適正化を実施するための条件整備 等	・ 業務改善方針の策定及びフォローアップ、ICTの活用推進等の取組を学校や地域の実情に応じて推進 ・ 学校や地域で発生した業務について、仕分けを実施し、他の主体に対応の要請、教師以外の担い手の確保、スクラップ・アンド・ビルドによる負担軽減 ・ 学校が保護者や地域住民と教育目標を共有し、理解・協力を得ながら学校運営を行える体制の構築 等	・ 教職員間で削減する業務を洗い出す機会を設定 ・ 校長は校内の分担を見直すとともに、自らの権限と責任で学校の伝統として続いているが、必ずしも適切といえない又は本来は家庭や地域社会が担うべき業務を大胆に削減 (例) 夏休み期間のプール指導、勝利至上主義の早朝練習の指導、内発的な研究意欲がない形式的な研究指定校としての業務、運動会等の過剰な準備 等

○ 代表的な業務については、過去の裁判例(※)等を見ても、学校や教師が法的にその全ての責任を負うものではなく、学校への過剰要求は認められないことについて、文部科学省がメッセージを発出することが必要。

※ 学校・教師が担うべき安全配慮義務の範囲は、児童生徒の発達段階に応じて異なり、個別の事案ごとに判断されるが、予見可能性がある場合に限られるとした判例や、教師に責任があるとしたうえで、両親も監督義務を怠ったとして連帯して責任を負うとした判例がある。

○ 学校が作成する計画等についても、個別の計画を詳細に作成するのではなく、複数の計画を一つにまとめて体系的に作成するなど、文部科学省は真に効果的な計画の在り方について示すべき。

○ 教育課程の編成・実施においても、総合的な学習の時間の一定割合は、学校外での学習について授業として位置づけられるようにすることや、学習評価において、指導要録の大幅な簡素化などといった、大胆な見直しを行うことが必要。

第5章 学校の組織運営体制の在り方

○ 学校が組織として効果的に運営されるために、主に以下の取組が必要。

- ・ 校長や副校長・教頭に加え、主幹教諭、指導教諭、事務職員等のミドルリーダーがリーダーシップを発揮できる組織運営。
- ・ ミドルリーダーが若手の教師を支援・指導できるような環境整備。
- ・ 事務職員やサポートスタッフ等との役割分担や、事務職員の質の向上、学校事務の適正化と事務処理の効率化。

○ 給特法の今後の在り方

- ・ 給特法の誤解の下で勤務時間管理の意識が希薄化し、時間外勤務縮減の取組が進まない実態。この点については、上限ガイドラインにおいて、**超勤4項目以外の業務のための時間についても勤務時間管理の対象**とし、その縮減を図ることが必要。
- ・ 教師は、子供たちの発達段階に応じて、言語や指導方法を場面ごとに選択しながら教育活動に当たらなくてはならないという、専門職としての専門性とも言える**教師の職務の特徴を踏まえた検討が必要**。
- ・ 給特法を見直して労基法を原則とすべき、という意見に対して、**教育の成果は必ずしも勤務時間の長さのみに基づくものではなく**、人確法も含めた教師の給与制度も考慮した場合、**必ずしも教師の処遇改善にはつながらない**、との懸念。
- ・ 教師の専門性や職務の特徴を認識した上で検討した場合、超勤4項目の廃止や36協定を要するとすることは、現状を追認する結果になり、**働き方の改善につながらない、また、学校において現実的に対応可能ではない**。
- ・ したがって、**給特法の基本的な枠組みを前提に、働き方改革を確実に実施する仕組みを確立し成果を出す**ことが求められる。
- ・ なお、**教職調整額が「4%」とされていること**については、在校等時間縮減のための施策を総合的に実施することを優先すべきであり、**必要に応じ中長期的な課題として検討すべき**。

○ 一年単位の変形労働時間制の導入

- ・ かつて行われていた「**休日のまとめ取り**」のような一定期間に集中した休日の確保は、教職の魅力を高める制度として有効であり、週休日の振替や年次有給休暇に加え、**選択肢の一つ**として検討。
- ・ 教師の勤務態様として、授業等を行う期間と長期休業期間とで繁閑の差が実際に存在していることから、**地方公共団体の条例やそれに基づく規則等に基づき、適用できるよう法制度上措置すべき**。
- ・ **導入の前提**として、文部科学省等は①**長期休業期間中の部活動指導時間の縮減や大会の在り方の見直しの検討要請、研修の精選等に取り組むべき**、②**学期中の勤務が現在より長時間化しないようにすることが必要**であり、所定の勤務時間を延長した日に授業時間や児童生徒の活動時間を延長することがあってはならない、③**育児や介護等の事情により配慮が必要な教師には適用しない選択も確保**できるよう措置すべき。

○ 中長期的な検討

- ・ 労働法制や教師の専門性の在り方、公務員法制の動向も踏まえつつ、**教師に関する労働環境について**給特法や教育公務員特例法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律といった法制的な枠組みを含め、必要に応じて**中長期的に検討**。

第7章 学校における働き方改革の実現に向けた環境整備

○ 教職員及び専門スタッフ等、学校指導・運営体制の効果的な強化・充実

- ・ 小学校の英語専科を担当する教師の充実や、中学校の生徒指導を担当する教師の充実、通級による指導や日本語指導のための教員定数の義務標準法に基づく着実な改善をはじめとする学校指導体制の充実
 - ・ 校長や副校長・教頭等の事務関係業務の軽減に有効な、共同学校事務体制の強化のための事務職員の充実
 - ・ 平成31年度までのスクールカウンセラーの全公立小中学校配置及びスクールソーシャルワーカーの全中学校区配置並びに課題を抱える学校への重点配置、質の向上及び常勤化に向けた調査研究
 - ・ 部活動ガイドラインの遵守を条件とした部活動指導員の配置促進
 - ・ 多様なニーズのある児童生徒に応じた指導等の支援スタッフ、授業準備や学習評価等の補助業務を担うサポートスタッフ、理科の観察実験補助員の配置促進
 - ・ スクールロイヤーの活用促進
- 等

○ 勤務時間管理の適正化や業務改善・効率化への支援

- 以下のような実態が文部科学省の調査により明らか。
 - ・ 登下校の対応などについて地域人材の協力体制整備が不十分
 - ・ 都道府県単位で共通の校務支援システムの導入が必要
 - ・ 業務改善方針等の策定や学校宛での調査・照会の精選などについて市区町村での取組が不十分
 - ・ 部活動数の適正化や地域クラブとの連携が一層必要
 - ・ 学校給食費や学校徴収金の公会計化が不十分
 - これに関し、文部科学省は以下の取組を推進すべき。
 - ・ 業務削減時間を示した好事例展開
 - ・ 関係者の共通理解・協力を得ながら取り組むためのポイントや具体的なプロセスを示す
 - ・ 専門家や地方公共団体の担当者、文部科学省職員が教育委員会や学校を訪問しアドバイスする
- 等

○ 今後さらに検討を要する事項

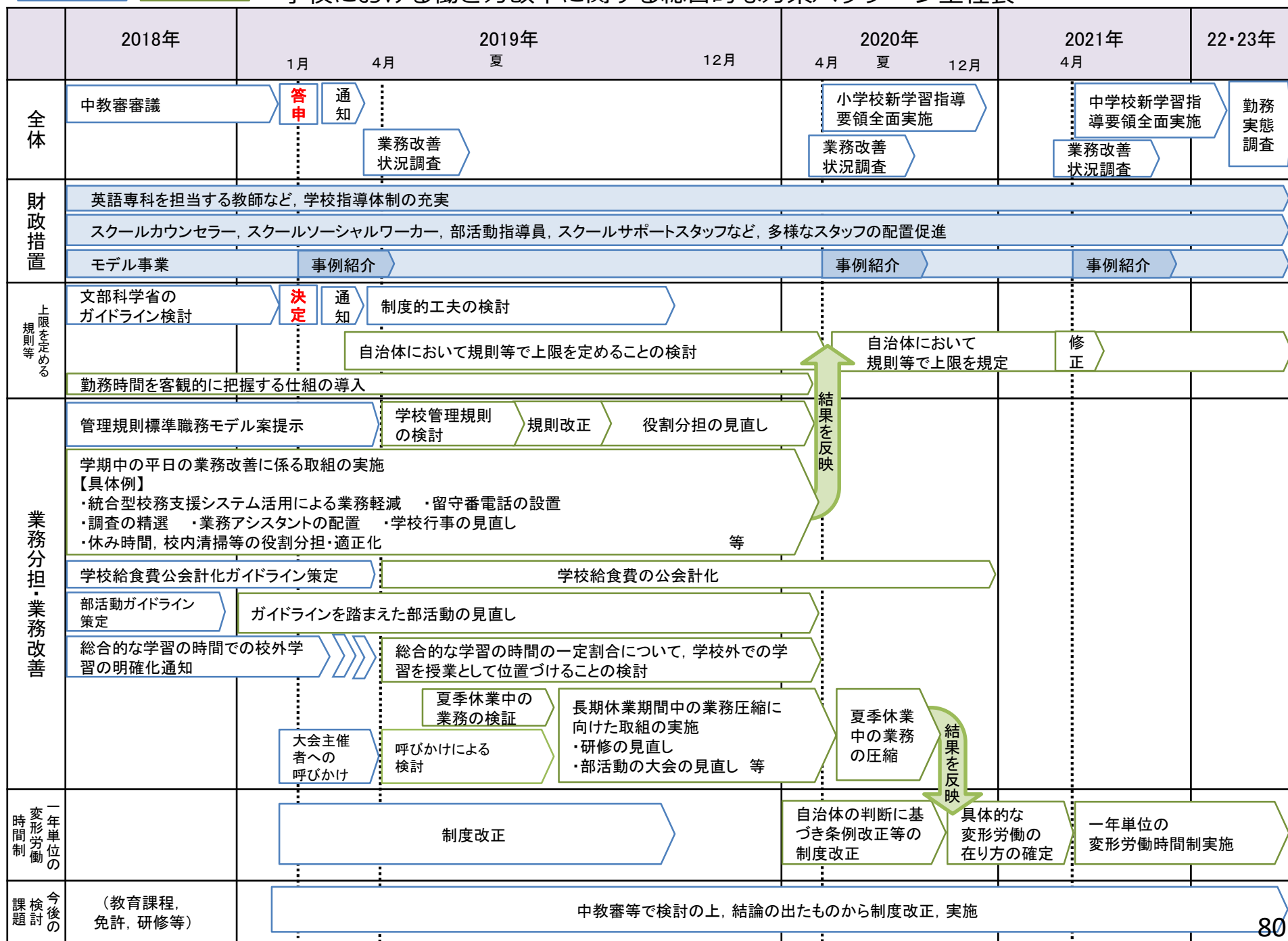
- ・ 小学校の教科担任制の充実、年間授業時数や標準的な授業時間等の在り方を含む教育課程の在り方の見直し
 - ・ 免許更新制がより教師の資質能力向上に実質的に資するようにするなど養成・免許・採用・研修全般にわたる改善・見直し
 - ・ 新時代の学びにおける先端技術の効果的な活用 ・ 教育的観点からの小規模校の在り方の検討
 - ・ 人事委員会等の効果的な活用方法の検討
- 等

第8章 学校における働き方改革の確実な実施のための仕組みの確立とフォローアップ等

- 文部科学省は、業務改善状況調査等を通じて、学校における働き方改革の進展状況を市区町村ごとに把握し、公表することで、各地域の取組を促すべき。
- また、教員勤務実態調査（平成28年度）と比較できる形で、3年後を目途に勤務実態の調査を行うべき。

今回の学校における働き方改革は、我々の社会が、子供たちを最前線で支える教師たちがこれからも自らの時間を犠牲にして長時間勤務を続けていくことを望むのか、心身ともに健康にその専門性を十二分に発揮して質の高い授業や教育活動を担っていくことを望むのか、その選択が問われている。

国の動き 地方の動き 学校における働き方改革に関する総合的な方策パッケージ工程表



○趣旨

限られた時間の中で、教師の専門性を生かしつつ、授業改善や児童生徒等に接する時間を十分確保し、教師が自らの授業を磨くとともにその人間性や創造性を高め、児童生徒等に対して効果的な教育活動を持続的に行うことをできる状況を作り出すことを目指して進められている「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として制定するもの。

○対象者

給特法第2条に規定する公立の義務教育諸学校等の教育職員

※義務教育諸学校等：小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園

教育職員：校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員

※事務職員等については、「36協定」の中で働き方改革推進法に定める時間外労働の規制が適用される。

○本ガイドラインにおける「勤務時間」の考え方

「超勤4項目」以外の自主的・自発的な勤務も含め、外形的に把握することができる 在校時間を対象とすることを基本とする（所定の勤務時間外に自発的に行う自己研鑽の時間その他業務外の時間については、自己申告に基づき除く）。

校外での勤務についても、職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間について 外形的に把握し、これらを合わせて「在校等時間」として、本ガイドラインにおける「勤務時間」とする（休憩時間を除く）。

○上限の目安時間

① 1か月の在校等時間について、超過勤務45時間以内 ② 1年間の在校等時間について、超過勤務360時間以内

※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合は、1か月の超過勤務100時間未満、1年間の超過勤務720時間以内（連続する複数月の平均超過勤務80時間以内、かつ、超過勤務45時間超の月は年間6カ月まで）

○実効性の担保

- ・教育委員会は、所管内の公立学校の教師の勤務時間の上限に関する方針等を策定し、実施状況について把握し、必要な取組を実施。上限を超えた場合、事後的に検証。
- ・文部科学省は、各教育委員会の取組の状況を把握し、公表。

等

○留意事項

- ・実施に当たっては、在校時間はICTの活用やタイムカード等により客観的に計測し、校外の時間についても、できる限り客観的な方法により計測する。
- ・上限の目安時間の遵守を形式的に行うことが目的化し、実際より短い虚偽の時間を記録に残したり、残させたりするようなことがあってはならない。
- ・中教審の答申において、本ガイドラインの実効性を高めるため、その根拠を法令上規定するなどの工夫を図るべきと提言されており、文部科学省として更に検討。

等 81

近年の主な制度改革等

年		概要		
		教育制度関係	教育課程関係	教職員関係
昭和	51年		研究開発学校制度の導入	
	52・53年		学習指導要領改訂（ゆとりある充実した学校生活の実現＝学習負担の適正化）	
	63年	単位制高等学校の導入（定時制・通信制） （平成5年からは全日制でも導入）		専修免許状の創設、特別免許状の制度の創設、特別非常勤講師制度の創設、教職課程の見直し（専門教育科目の充実等）
平成	元年		学習指導要領改訂（社会の変化に自ら対応できる心豊かな人間の育成）	
	6年	総合学科高校の制度化		
	10年		学習指導要領改訂（基礎・基本を確実に身に付けさせ、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」の育成）	教職課程の見直し（カリキュラムの柔軟化、教職に関する科目の充実等）、特別免許状の改善（対象教科の拡大、有効期限の延長）
	11年	中高一貫教育制度の導入		
	12年	学校評議員制度の導入		高等学校の免許教科の新設（情報、福祉等）
	14年			他校種免許状による専科担任制度の拡充、隣接校種免許状の取得促進、特別免許状制度の改善（学士要件、有効期限の撤廃）、免許状の失効等に係る措置の教科
	15年		学習指導要領一部改正（学習指導要領のねらいの一層の実現）	
	16年	株式会社立学校の特例（構造改革特区）の導入 学校運営協議会制度の導入		
	17年			栄養教諭の制度化
	18年	認定こども園制度の創設		特別支援学校教員免許状の創設
	19年	盲学校、聾学校、養護学校を特別支援学校に一本化 学校評価の導入		

年	概要		
	教育制度関係	教育課程関係	教職員関係
20年		教育課程特例校制度の導入	副校長、主幹教諭、指導教諭の制度化 教職課程の見直し(教育実践演習の創設等)
20・21年		学習指導要領改訂(「生きる力」の育成、 基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成のバランス)	
21年			教員免許更新制の導入
26年		日本語指導に関する「特別の教育課程等」の導入	更新講習の枠組み及び内容の見直し(必修領域の精選及び選択必修領域の導入)
27年	地方教育行政制度の改革(新教育長、総合教育会議、教育大綱) 公設民営学校の特例(国家戦略特区)の導入	学習指導要領一部改正(道徳の「特別の教科」化)	
28年	小中一貫教育制度の導入		教員の養成・採用・研修一体改革(校長及び教員の資質の向上に関する指標や教員研修計画の全国的整備、十年経験者研修の見直し、教員養成課程に係る科目区分の統合)
29年	共同学校事務室の制度化 学校運営協議会設置の努力義務化、地域学校協働活動推進員の委嘱に関する規定等の地域と学校の連携・協働体制の整備		通級指導、外国人児童生徒指導、少人数指導などのための基礎定数の新設 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員の制度化 教職課程の見直し(履修内容の充実等) 教職課程コアカリキュラムの作成
29・30年		学習指導要領改訂(育成を目指す資質・能力を三つの柱(※)で整理、社会に開かれた教育課程の実現) (※)「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」	
30年			
31年	デジタル教科書の制度化		新たな教職課程の開始